

共同体的結合の契機としての

「血縁」と「支配」

—三井家における家法成立過程を素材として—

中 井 信 彦

ま え が き

共同体なる用語は、個別諸科学の間で異った内容をもつ概念として使われてきており、なおかつ、多かれ少かれ重複する部分の存在するが故に、一層混乱を増しているように思える。ここでは、それらを整理し吟味する余裕がないので、さし当り、諸個人が所有者ないし占有者としてそれに関係する労働の客観的諸要素（労働の手段と材料）の共同所有に基礎をおく社会的結合としての集団（共同団体）だという概括的な枠を与えたところから発足しよう。そのことが、共同体内の私的所有を排除するものでないことはいうまでもない。論理的にはともかく、経験的にみる限り、私的所有ないし占有を含まない共同所有は存在しない。私的所有が共同所有を前提とする場合から、共同所有が私的所有の保証としてある場合まで、その歴史的形態こそが問題なのであるが、それなしには私的所有が定在し得ない共同所有の存在が、共同体の基礎をなすことである。

そのようなものとしての労働の客観的要素に対する共同所有を基礎として、その上に構築され構造化された社会的諸事象の総体としての構成体を共同体と呼ぶべきであろう。その場合、特に労働の客観的諸要素に対する共同所有に問題の力点がおかれるのは、それが当該構成体の土台としてその総体としての存在形態に規制的役割を果すと考えられる故に他ならないが、そのみではない。資本制生産の基本的条件の一つが自由な労働力―特に商品としてのそれ―であると考えられているからこそ、共同体―その基礎である共同所有―の存在する限り、労働の客観的要素に対する所有は―その形態が歴史的にいかに多様であるにせよ―存在し、従って自由な労働力は成立しえないという基本論理が存するからである。そして、それ故に、共同体の問題は前資本制社会における土地所有の問題に集約されがちであり、たかだかその上に構築される権力構造を取上げる傾向をきわだたさせてきた感がある。

だが、そのような方向にのみ問題を集約させることは、歴史の社会科学的探究を社会史として把える立場にたつ限り、総体的な把握のために必ずしも望ましいものとは思われない。この際「自然的な共同組織は、土地の共同体的占取及び利用の結果ではなくして、むしろ前提として現われる」といい、その前提として血統や言語や習俗の共同性を例示したマルクスを引用することは、既に蛇足であろう。

たしかに、共同体の歴史的諸形態は、主体たる人間とその能力の生産的蓄積としての労働手段―およびその社会的編成としての生産関係―が土地から分離されていく過程として追究される。それにも拘わらず、共同体の歴史的基本形態である農業共同体において、いわんや労働諸条件がより多く土地から分離した諸形態、さらに敢えていえば共同体が既に解体したと認定されるべき形態においてすらも、共同組織そのものを編成せしめた原生的契機は、それぞれの歴史的条件のうちで、特定の形態をもって存続機能して、悠久の社会史をつらぬく一筋の糸をなしてはいないであろうか。

思索の意図や志向性、そして余りにも安直な歴史過程への適用は問題外として、本質的に結合的である本質意志と本

質的に分離的である選択意志との、分極的に対立する人間意志を基底に握えて、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトとを規定し、それら対極的な人間意志が諸条件のうちで展開しつつ相互に特定のかかわり合いをもつところに経験的な社会関係の諸類型をみようとしたテンニエスの発想に学ぶべきものがあると思うのは、恣意的な読書法の害にすぎないであらうか。

同様のことが他の多くの先学たちについてもいえる。特にそれがM・ヴェバーのような巨匠の場合には一層複雑である。その思索の意図そのものを、総体として把握ること自体が困難な課題であり、それ故に、それを例えばマルクスとの対立において、また補完の関係において、ないし親近性において把握るのかを決めてかゝることを必要な前提だとするならば、あの巨大な業績は当分視野の外にさしおかざるを得ない。だが、当面のゲマインシャフトとゲゼルシャフトの問題に限定しても、彼の透徹した思索が無視されてよいとは思えない。彼の場合、問題はいうところの社会的行為の理論のうちで取扱われており、しかもその概括的な叙述が一九一三年に発表された「理解社会学の若干のカテゴリーについて」と、一九二一年の遺稿集「経済と社会」巻頭にある「社会学的基础概念」との間に視角の差異があつて、要約は一層困難である。しかし、それらの差異を超えて一貫していると思われる基本的な思考は、行為者が単数または複数の他人と「諒解」し合い彼らと「協定」に達していること、しかも彼がその「遵守」を自己の考える意味に即して他人にも期待できる根拠をもっていると信じており、理念型的にはそのような諒解や期待すらも「完全に無視することができない」そのような主観的な意味をもつ行為をゲマインシャフト行為と見做し、かゝる行為が定位されていると感ぜられている人たちの共属によって成立つ人間関係を共同社会関係として一方の極におく。敢えて粗雑な要約をするならば、共同社会関係の契機を、いうところの情緒 Emotion に見出していたといえよう。

これに対してゲゼルシャフト行為とは、結果として期待される参加者の行為を考慮して目的合理的に「制定」された

何らかの「定律」を基準とする意志的な行為のことであり、そのような意志的行為によって成立つ人間関係を利益社会関係とみるのである。この場合でも、他人が定律に適合的に行動することが期待されると同時に自らも他人の同様の期待にそって定律に適合的に行為する（反定律的なゲゼルシャフト行為が存在することはいうまでもない）。従つて理念型としてのゲゼルシャフト関係は、目的はもろろんのこと、所屬すべき行為の範囲、要求され禁止され、ないし許容される行為、利益の配分に対する期待、そして特に定律を守らせるための強制装置などが、一義的な制定律として協定されている目的結社である。つづめていうなら、定律の存在によつてしか、自他の行為の基準が方向づけ得られない行為がゲゼルシャフト行為なのであり、敢えていえばフェルゲゼルシャフトウングの契機は利害以外の何ものでもないと考えられていたといえよう。

このような、情緒と利害とを両極に据えた行為の動機づけの上に、複雑な經驗的社会関係を、經濟を基礎としつつそれを公分母とすることを拒けて、複合の個別性（歴史性）において解き明かそうと試みたM・ヴェーバーの努力に学ぶべきものは極めて多いと思う。その際、例えば彼が「情緒」と名付けた概念をいかに把握すべきかというような難問がささる多い。多くの説明を要し、その当否に確信をもつわけでもないが、かりに情緒を「求める」ないし「求めあう」心の動きとし、そして「利害」を「奪う」ないし「奪いあう」心の動きと見做し、それらを人間の心に本来的に内在する創造的契機の相反する二側面をなすものとして理解することが許されるとするなら、經驗的な社会事象を説明するための原点をそこに求めることは、少くともいまのわたくしにとつて奥深い同感をもつことができる。そのことは、彼がゲメインシャフト行為を説明する際に使つた卑近な例——二人の自転車乗りが避けようと努力して衝突したあとでなぐり合う——から、そのもつ意味的な奥深さを読みとることを可能にすることと思う。そうした文脈というなら、例えばさきにふれたようにマルクスが共同組織をもつて共同所有の結果ではなくその前提であるという鋭い指摘をした際に、その諸前

提の一つとして挙げた言語の共通を、ヴェーバーがゲマインシャフトへの条件であると同様にゼゼルシャフトへの条件でもありうると説いた如きは、その論理的透徹さの瑣細な一例であるにすぎないと思える。

あらぬ方に、はしがきの筆が向ってしまったが、ここに記しておきたいと思ったことは次の点なのである。改めていうまでもなく、人文・社会科学は、たとえそれが過去を取扱う歴史学であっても、多かれ少かれ研究者自身が対象のうちを身をおいている。自らにとって環境であり状況である事象を研究するために、研究者はそれらを対象化しなくてはならない。客観性の問題に他ならないが、そこに複雑・困難な問題があることも周知の通りである。事象から身を引離すことによって対象化した事象を自然事象と等質のものとすることができ、客観性を確保することができると主張したとしても、研究と称する行為を媒介として経験的世界と自らがかかわりをもつことに変りないのであり、事象から自らを引離したといっても、いかなる角度、いかなる距離に自らを位置させたのか、特に動き変化することをその重要な本質の一部としてもつ社会事象との間でいかなる方向関係で立っているのかを問うことなしに意味をなさないことはいうまでもない。客観性の問題のむつかしさがそこにあることは改めていうまでもないが、こゝで取上げようとしているのは、そのこと自体ではないのである。対象へのかかわり方をぬきにして社会科学の研究がありえないことを前提しつつ、なおかつ、特定の歴史的諸条件のなかでの研究者個人の個別の位置からの状況へのかゝわりとして生みだされるものとしての思想や学問―おそらく芸術などもまた―はそれが生みおとされた瞬間から、それを生みだした歴史社会的・個人的諸条件を離れた独自の生命をもつ、少くとも持ちうるということなのである。換言すれば、思想や学問は―芸術などと共に―その抽象性の故に、それが生みだされた母体から離れて、異った歴史的諸条件や個体のなかで、その生命を維持し(または回生し)それがもつ創造的發展性を展開することができるという特性をもつということである。もちろん、その生命の持続(ないし回生)は、特定の歴史社会的条件のなかにある特定主体の行為によって媒介されることによって実現

するのであり、それが新たに見出した母体に対する影響力もまた、その歴史的諸条件とそのなかでの諸行為によって定まるのであるけれども、思想や学問—芸術などと共に—のもつ特性としての「自律性」を無視してはならないと考える。

繰返すまでもなく、社会科学的研究（歴史科学といえども）は研究者自身の現実過程への主体的なかかわり方を除外してはありえないのであるけれども、それにも拘わらず、そのかかわり方において、乃至は方向性において同調し得ないものを無視し顧みない封鎖的態度は、研究を硬直化し限界づけるのみでなく、社会発展のトータルな論理構成の点からみて謬っていると考えるのである。その論理構成そのものについては別稿に譲るとして、本稿も、わたくしなりの論理構成や方法の枠組のなかでのささやかな実証的個別研究のひとつであることを断わるために、敢えてこのまえがきを付したのである。

—

わが国の近代社会に先行し、それを条件づけたものとして、一八世紀の前半にはぼその全貌を整えたと思われる特定の社会体制が考えられると、わたくしはかねてから説いてきた。それを「確立期の幕藩制社会」と呼んできたのであるが、誤解を避けるために、より限定して「享保体制」と呼びかえても一向に差支えない。

明治末期から第一次大戦前後にかけて展開した日本資本主義経済の独占段階への移行期に、ファミリー・コンツェルンとしてその形態と機能とを整えた三井の長い歴史過程を顧みても、その前史を享保七年（一七三二）につくられた「宗竺遺書」による家制度の確定に劃期を認めることができる。本稿では、この「宗竺遺書」によって三井の家制度が定律化されるに至る経過を、やや詳細に辿ることを通して、近世日本の家制度なる共同体の歴史的一事例のうちに内在する共同的結合の契機について、特にいわゆる「血縁」の問題と「支配」の問題について若干の考察を加えてみたいと思う。のちに三井財閥を形成した三井家は、元禄七年（一六九四）に歿した三井高利をもって「元祖」（一般の用語法に従えば

「家祖」と称してきた。もちろん、この元祖に父があり、祖父・曾祖父があったわけであるが、同家には元祖の祖父について、越後守と称した戦国末の一族の主(場所の所伝なし)であり、町人となって名を次郎右衛門と改めたという、極めて断片的な伝承があったのみで、それ以前については全く所伝がなかった。

六角佐々木氏の家臣で近江鯉江の城主であったという系図は、有賀喜左衛門のいわゆる系譜上の先祖を藤原氏に求めた部分を含めて、一八世紀後半の職業的系図作者の製作にかかるといふ。そのような系図を持つようになったこと自体に興味ある問題が含まれているが、ここでは取上げない。

三井家では、このすでに半ば伝説上の人物である「元祖」の祖父を、特に「遠祖」と呼んで法要を営むことが行われていたが、それがいつから始まったのか、詳かにしえない。現在までに知りえた文献上の初見は、宝永六年(一七〇九)の百回忌法要である。それも当時の法要記録そのものが残っているわけではなく、五〇年後の宝暦九年(一七五九)の百五十回忌法要の際に作られた写本で、恐らく抄録であるらしく、法要の全貌を詳かにした内容のものではない。ただ、その記録の初めに「法要之次第」として、次の記事がある。

一 法華懺法供養	施主	三井三郎右衛門
一 ぜんしや供養	同	三井三郎兵衛
一 七日別時	同	三井宗竺兄弟中
一 大せがき		桜井氏

四行目の「大せがき 桜井氏」の桜井氏の上に施主を意味する「同」の一字がないのは、原本にそうなっていたのか、書写の際の誤脱であったのか、確める由がない。誤脱とすれば、この「遠祖」百回忌法要は四家の施主、原本通りとすれば三家の施主とそれに準ずる一家の共同祭祀として営まれたものであったことになる。

引用史料にみえる四名のうち、最初の三井三郎右衛門は三郎左衛門の誤写と思われる、上記「元祖」高利の長兄の子であり、次の三郎兵衛は高利の次兄の子である。そして宗竺兄弟中とあるのは高利の長子とその弟たちのことであり、最

後の桜井氏は高利の季兄で桜井氏の養子となった人である。従って、この百回忌法要は、高利の代の四人の兄弟の家が共同の祭主となって営まれたものであったことが確認される。

この百回忌法要は命日である八月二日までの七日間、松坂来迎寺で営まれた。長男家が施主となった「法華懺法」は法華経の読誦であり、次男家の担当した「ぜんしや」(漸写) 供養は法華経の書写、四男家の「七日別時」は法要期間の一山僧への齋(とき)の供進、三男家(桜井氏)の「大せがき」は法要に伴う有縁無縁諸仏への供養であるから、四家の分担にどれほどか家格差が考慮されていた感がないではない。

ところで、この「遠祖」の百回忌法要は、命日である八月二日に京都の真如堂でも営まれており、この方の施主は高利の長子宗竺ひとり名儀になっていて、その翌日に宗竺の宅で真如堂住職・兄弟・奉公人らを招いた齋が催され、酒肴・余興が供された記録がある。そして、この京都での法要は、高利家限りで営まれ、松坂におけるような長男家・次三男家が参加した形跡はない。

「遠祖」百回忌法要の営まれた宝永六年(一七〇九)は、高利家にとって以後永くその家制度の中軸をなしていた「大元方」制度が発足する前年にあたっている。そのような時期に、郷貫である伊勢松坂での「遠祖」法要に高利家は「三井宗竺兄弟中」の名で、同族四家の共同祭祀者の一員として参加すると同時に、京都で高利の長子宗竺の単独名義による祭祀者ともなっていたということなのである。

ここでまず問題になるのは、松坂での共同祭祀者となった四家が末弟高利を含む兄弟四人をそれぞれの家祖とする家々であるのだから、それらの家々が創出された時点でどのような関係にあったのかという点である。しかし、この世代の相統形態などを知る手掛りは殆んど皆無に近い。止むを得ず、囁目しえた限りでの断片的事実を列記してみる。

承応二年(一六五三) 正月の松坂の戸口帳(抄写)によると、本町通に三井一族の所有地として、東側に三井清兵衛の三間間口の屋敷があり、西側に三井八郎兵衛の七間、三井助三郎の八間間口の屋敷が隣合せにあったことが知れらる。

松坂における三井家の店屋敷

南↑

承応二年 (1653)

大口通		大手通			
表八間半 裏廿二間半	源太郎	宗竹借家 平右衛門	表三間半 裏行廿五間半	源西借家 源西借家 源西借家 源西借家	源西
表五間 裏廿二間半	与左衛門	宗竹借家 宗七郎	表四間 同上	源西借家 庄三郎	
表二間半 裏廿二間半	宗右衛門借家 源太郎	宗竹借家 左衛門	表三間 同上	源西借家 門後家	
表二間半 裏廿間	宗右衛門借家 安兵衛	三井 八郎兵衛	表七間 裏廿五間	源西借家 門後家	
表二間半 裏廿間	宗右衛門			源西借家 門後家	
表三間 裏廿間	三井清兵衛	三井 助三郎	表八間 (八間半) 裏廿四間	源西借家 門後家	
表四間 裏廿間	大泉了菴	須賀屋九兵衛	表五間 裏廿四間	源西借家 門後家	
				表三間 裏拾六間半	采庵借家 道西
				表三間 裏拾六間半	采庵

寛文二年 (1662)

大口通		大手通			
表八間二尺三寸	源太郎	平右衛門	表拾間三尺二寸	雲出蔵 十郎左衛門	次郎兵衛 表五間七寸
四間五尺六寸	与左衛門			三井助三郎	四間一尺八寸
五間壹尺	源太郎	三井 八郎兵衛	六間五尺四寸	三井助三郎	四間三尺
五間二尺五寸	三郎左衛門	三井 助三郎	八間三尺八寸	三井助三郎	表六間一尺七寸 長三郎
四間五寸	了菴	須賀屋 九兵衛	五間八寸		

承応二年戸口帳貼紙

(寛文二年以降と推定される)

承応二年家数改帳貼紙

(注)

承応二年、寛文二年戸口帳抜書および承応二年、寛文二年家数改帳(いずれも三井高藤【宝暦9一天保10】の替写)により作製

小津屋 道生	越後屋 宗寿	本町 五郎宗竹借家	しゅほう	妙 系	市郎大夫後家	表四間 裏三間
朝田屋 久三郎		左衛門家	表四間 裏三間			
小津屋 道方後家	同 則右衛門		表四間 裏三間			
越後屋 三郎左衛門			表四間 裏三間			
大泉 宗伴	同 中齋(助三郎)		表四間 裏三間			

清兵衛は三男弘重の通称で、当時すでに桜井氏に養われていた筈で、なぜ三井姓をもって記載されているのか疑問である。八郎兵衛は四男高利であり、助三郎は次男三郎兵衛の嗣子である。従って長男三郎左衛門だけが松坂に屋敷を持つていなかったようにみえる。

ところが、それから約一〇年後の寛文二年(一六六二)の戸口帳(抄写)では、東側の三井清兵衛の屋敷が越後屋三郎左衛門(長男家の通称)へ名儀が変更され、承応図にみえる二間半口の隣屋敷を買添えて五間二尺五寸口となっている。東側の二つの屋敷は変わっていない。ただ、その裏に当る大手通に助三郎名儀の屋敷が現われ、のちに高利らの母(殊法)に名儀変更されている。

以上の断片的史料から「越後どのの酒屋」と呼ばれたという父母の屋敷は本町通の三屋敷のうちのどれであり、どの子に相続されたのかという疑問にどこまで答えうるであろうか。その際、慶安五年(承応元年、一六五二)の売券によって、八郎兵衛がその屋敷を六〇両で他者から買得したことが明らかであるので、東側の清兵衛名儀(寛文二年では三郎左衛門名儀)か西側の三郎兵衛名儀かのいずれかに限定される。大正年間に三井家を買取って拡張し、「家祖誕生地」として建碑保存したのは、東側の清兵衛—三郎左衛門屋敷の場所である(そう考証した根拠が何であったかを知らないが)。

他の断片の手掛りは人別帳の記載である。三井家に係わる人別帳の抄写は、寛文五年(一六六五)を初見とする。そこには三郎左衛門(五七才、在京)と母(七五才、在松坂)の二人で構成された一戸と、八郎兵衛とその女房、三人の男子と一人の下男によって構成された一戸との二戸が登載されている。(三郎左衛門らの父は寛永一〇年(一六三三)に早世し、酒屋と金貸を営んだ母の手で育てられたという)。翌寛文六年に三郎左衛門の名が浄貞に改まり(同一人)、八郎兵衛の家族に四男と下男一人とが加わるといふ種類の変化はあるが、寛文一二年まで同形式の記載が続く。そして延宝元年の浄貞の項に「七月十四日死」の注記があって、翌二年からは「周法」(三井家では殊法の字を宛てている)の女ひとり世帯の戸となり、

延宝四年（一六七六）まで続き同五年度に消える。延宝四年九月に殊法は死んだからである。つまり人別帳の上では、母は在京の長男のうちであり、八郎兵衛（高利）は妻子・雇人と共に別の一戸をなしていたわけである。（三男三郎兵衛の家が人別帳にどう記載されていたのかは不明）。

他の手掛りとして、墓地の在り様をみよう。来迎寺が松坂における菩提寺であるが、三郎左衛門ら兄弟の祖父と父の墓碑は、三男三郎兵衛家の墓域にある。但し、この墓域そのものが旧態のままであるわけではなく、三郎兵衛家の墓碑は安永四年（一七七五）に建てられた寄せ墓に改められている。

この寄せ墓の碑銘には初代三郎兵衛夫妻、助三郎夫妻、二代目三郎兵衛夫妻および建立者である三代目三郎兵衛の七名の法名が刻まれている。この家でも、初代三郎兵衛をもって「元祖」としていたことの表現とみてよいであろう。

もうひとつ、別の手掛りとして、延宝四年九月の母の葬式に関する、差出書・宛書ともに不明の次のような文書がある。

三井紹貞（〇二代目三郎左衛門）祖母相果候節、葬礼之体、少々目立候由、時分柄諸事軽いたし候様にと、毎度相触候処、右之仕合、宗誓（〇桜井清兵衛）八郎兵衛（〇高利）不調法に候条、此段申聞せ、しかり可申候、以上

辰九月廿五日

右之通、紹貞は在京にて存ましく候間、右両人に申付候様にとの事、右両人遠慮仕居候処、同廿九日寺参仕候義様御免被成下候

儉約令下で過大な葬礼を営んだ廉によって領主から咎められたことを示すものであるが、その責任は長男三郎左衛門の嗣子であり当主である紹貞に在ると認められていたこと、但し紹貞自身は京都にあって葬礼そのものに携わらず、松坂に在住していた次男清兵衛（桜井家へ養子に出ていた）と四男八郎兵衛（高利）の手で営まれたものであったことが知られる。つまり、母殊法の祭祀者は法的には長男家であり、現実には他家へ養子に出ていた次男と四男が祭祀者となったということであるが、そのことと、墓が三男家の墓域にあることと、どう関連するものであろうか。この葬礼における三男家の役割が詳らかでないのも不審である。

なお、殊法名儀の大手通の屋敷の帰属について、その歿後、三男家の助三郎と四男八郎兵衛(高利)との間に紛争を生じ、次男の桜井清兵衛を除いて一族みな助三郎に味方したという伝承があることも書き添えておこう。

以上が、高利の世代における四人の男子の家の継承に関する断片的史実である。戸籍の記載や殊法葬儀に関する領主の処罰などによって、長子相続が法的な制度として存在していたことは、ほぼ確認されるけれども、家名や家産の相続が法的制度の通りに行われたかどうかは別の問題である。祭祀権が長男家にあったとする後年の同家の主張も、それを積極的に裏づける根拠がなく、現に殊法の葬礼にも深く係わったようにみえない。

家産のうちの主要な部分としての屋敷を取上げてみると、家産としての屋敷がどこであったかを確認し難いが、清兵衛↓三郎左衛門名儀の所であった可能性は濃い。かりにそうだとするなら「越後どのの酒屋」と呼ばれたという父母の代の屋敷は、間口三間奥行町並(二〇間)、即ち六〇坪という狭いものであったということであり、母殊法の手で営まれた酒屋は請酒屋(酒小売商)であり、傍ら金貸しを兼ねていたというのも、しっかり者の未亡人の姿をおぼろげに思い浮かせるにふさわしい感がする。

従って、江戸で小間物・呉服商として大をなした長男三郎左衛門も、母から一〇両分の木綿を与えられて故郷から江戸へ向ったと伝えられているように、家産の分与をうけて分家したのではなく、自ら「仕出」した「身代」であったとみてよい。四男高利が故郷を出たときも、長男の例にならったと伝えられているから、三男・四男の場合も同様であったと思われる。彼らは長男の営業を助けながら、それぞれが「ほまち」によって「身代」の基礎をつくったものとみられる。三男が、そしてその歿後は四男が、母殊法の営業(金貸)を助けるために故郷の松坂に呼び戻されたというから、母の営業の規模も大きくなっていったのであろうが、三男・四男がそれぞれ松坂で屋敷を購入した際の資金も、母からの分与によるのではなく、江戸で自ら仕出したものであったと推測される。母の遺産のうちの動産(債権や現金)が誰れに相続

らされたかは詳かでない。母の晩年にその側にいた四男（高利）にうけ継がれた可能性はあるけれども、その隠居屋敷の帰属をめぐって三男の嗣子と四男との間でトラブルを生じた事実が示す通り、明確な相続形態が存在しなかったと考える方が妥当性に富んでいよう。

要するに、法的に長男の継承権が認められており、三男・四男の自立が長男に依存した（主観的にはなく客観的にみて）と思われるこの場合でも、長男を本家とする本分家関係が成立していたとは考え難いのである。四男（高利）の江戸出店（呉服業）の意図は、長男との間にトラブルを生じていた。母の屋敷の帰属をめぐる三・四男家の間の紛争を考え合わせるとき、諸子に配分するだけの家産が存在せず、諸子が各自に身代を仕成した場合には、諸子間に本分家関係は成立することなく、それぞれが家の「元祖」（一般的には家祖）となり、むしろ紛争の種となったと考えるべきなのではなからうか。そのような競争関係の存在（ないしその可能性の存在）こそが、そして家産の存在という条件のもとで、一定の支配関係としての「家」制度なる秩序を成立せしめていく契機の一つをなしたのではないか。

そして、既述の断片的事実のなかに散見する次男清兵衛の役割も注目を要すると思う。早く養子となって他家に出たにも拘わらず、家の制度化が固定しない状況のもとでは、屋敷所有や母の葬礼における役割のように、他の兄弟とはほぼ同じレベルで参加しているのである。一般に社会関係としての血縁は、生物学的な血縁とは別の次元に属するといわれている。だが、社会関係としての血縁の成立の根拠は、やはり生物学上の血縁に存したのではなかったか。生物学上の血縁関係が、歴史的諸条件のなかで、結合と排除とによって自己を維持していくところに、社会関係としての血縁を特定の歴史的形態をもって成立せしめていくとみるべきではないか。

そうした論点を念頭におきながら、以下、四男（高利）家の家制度が確立していく過程を、やゝ詳細に辿ってみることにする。

二

さて、八郎兵衛こと高利(宗寿)が、死の四か月前に作った元禄七年(一六九四)二月の遺書は、本論叢第三号に全文を紹介してある通り「元手金」の「割付」を示しただけの簡単なものである。そして、このいわゆる「宗寿古遺言」が作られる途中経過を示す断片的記録も同号に掲載されているが、その合議の参加者の一人であると同時に、既に病床に臥していたらしい老父に代って遺書の筆を執ったと推定される四男高伴が、享保一三年(一七二八)に自ら残した遺書の中で、当時の経過を回想して記している。三〇余年を経て書かれたものではあるが、当事者のひとりの書いたものだけに信憑しうるものであろう。

それによると、高利は遺書を前以て作っていたようである。高利は同苗中(息子たち)を集めて配分について合議の上、文書化することを命じた。そこで個別の案を作って持寄ったところ、大差がなかったのでその旨を父に伝えた。高利は改めて息子たちを呼び寄せ、お前たちに遺書を頼んだのだから、自分の案は廃棄するといったものである。本誌前号所載の四通のメモは、その合議の際のものであろうし「宗寿古遺言」はその結果として作成されたものと思われる。

この遺言で問題と思われるのは、高伴が「銘々之配分」と表現している「名々元手金割付置」くところである。元手金を割付けるとはいかなる意味で使われているのであろうか。遺書に添付された八郎兵衛(宗寿)宛の連判一札で、「元より宗寿公御存生之内ニ名々兄弟中元手金之儀遺言被成置候へとも、それとも拙者とも一生之内ハ、たれにても元手金わけ取可申と申者於有之ハ如何様とも貴方様御心次第ニ可被仰付候」とあるのも、考え合わすべきである。

各人へ元手金を割付けることは、元手金を分け取ること、すなわち分割相続と同意ではない。割付けられた元手金を分け取るのは、宗空宛の連判証文にみられるような「身代一知に仕置」くことと同じ次元に属する。割付けは、分割そのものでないと同様に、集团的所有のもとでの私的所持でもない。それにも拘わらず、私的所有を前提とすることなし

には割付けるといふ行為は成立しないことを見落してはなるまい。

前項に述べた通り親ないしその継承者からの家産の分与によって独立したのでなく、自ら仕出した身代の所有者である宗寿は、その死によって「別本家」の「元祖」となり、その遺産は家産となるのである。兄弟間の紛争に悩んできた生活体験から、死を目前にしたところで、その処置に苦慮したことは想像に難くない。廃棄したという高利自身の遺書がどのような内容をもつものであったかを知ることができないが、添付された宗竺宛の連判一札のなかで、列挙した江戸・京・大坂・松坂所在の各店舗は各自が「名代」になっているけれども「毛頭一分之家屋敷并店元手金にてハ無御座候」と断っていることや、この一札への宗寿の奥書に為替・呉服の「公儀御用」の特権の帰属にふれていることなどを思い合わせると、営業店を単位とする分割相続を考慮したものではなかったかという推測も成り立つかと思う。宗寿の行った営業店舗の増加と名代人の割りふりも、そのような意図を含めて行われた、乃至行われた時期があったと想像することも可能であろう。そして、晩年になるにつれて、そうした分割相続に対する不安が宗寿のなかで募っていき、分割方式を摸索する考えに傾いていったのではなかったろうか。そのような意志を充分に承知した上で、息子たちの配分率案と宗竺宛一札という様式が生みだされたのではなかったか。宗寿の次男高富が宝永初年に作った家則の草案については、後にやゝ詳細に触れるつもりであるが、その一節に

手前儀子孫、何迄も一致家相続被致度、元祖宗寿存生ニ願有之候へ共、町人之家一致ニ宜永相続之類、世ニ稀成儀と書いているのも、その辺の事情を窺わせるかと思う。

恐らくそのような経緯のうちに作成されたと思われる「宗寿古遺言」は、他家に嫁した二人の娘への分を含めて妻に銀一〇〇メ目を遺贈し、それを除いた総資産を七〇として、一〇人への配分率を示している。但し、終りの二人は「此外取立之者」として他の八人と差別されている。それは特殊な事情によるのであって、そこにみえる宗左衛門は宗寿に

とって実の五男であるが、一旦他家に養子に出たのち不身持のため離縁され、その後も身が修まらぬため家業には全くたずさわらせず、義絶に近い立場におかれていた。そこで、本来ならば遺産配分に与りえない者に特に配分するという意味で別扱いされたのであろう。配分そのものも、今後の本人の行動によって削除されうるという条件付になっている。「取立之者」の第二は吉郎右衛門・みち夫妻である。みちは宗左衛門の娘であるから、宗寿からは孫娘である。素行の修まらない宗左衛門を父に持った孫娘への愛惜が、姻族から贅養子を迎えて若干の配分を割付けさせたのであつたらうか。

これら二人の「取立之者」を除いた八人が、いわば正当な配分受領者として扱われているわけである。しかし、それとても必ずしも単純なものとはいえない。すなわち、初めの五人は、不身持な前記の五男を除いた長男から六男までで問題ない。その次に即右衛門・みね夫妻がみえる。みねは宗寿の長女であつて、一旦重役の手代に嫁したのち、夫の死別によって実家に戻った(元禄二年)。即右衛門は宗寿の実兄桜井清兵衛の四男で、叔父宗寿の養子となり(元禄四年)その翌年にみねと結婚したのである。この時間的経過からみると、夫と死別して戻った長女のために、甥を贅養子に迎えて一家をつくらせたとみるべきであらう。

また、七男と八男とは、それぞれ長男・次男の「世倅分」(家督相続人)である旨の肩書が付されている。これら二人は一家をなすのではなく、長男家・次男家を継ぐものとされているわけである。

このようにみえてくると、遺産の配分に与っているのは、宗寿にとって子か孫であり、娘や孫娘の配偶者も甥の範囲を出していない。彼らは互に実の兄弟姉妹、でなければ従兄弟の血縁関係にあった。そして宗寿の子(実子と養子)であることによつて主観的にも「兄弟中」であることを認め合い、父の亡後は長兄をもって「親にうやま」うことを誓約したのであつた。「拙者ども一生のうちには、いつまでも只今の通り、身底一知に仕りおき可申候」という、一代限りでの配分の

不分割、共同所有下の持分私有とする誓約は、こうした文字通りの血縁関係を基礎として成立したものであることを見落すことができない。

長男	41.4
二男	18.6
三男	12.9
四男	10.7
六女	6.4
長夫	2.9
七夫	2.1
八男	1.7
五娘	2.1
夫婦	1.2

同時に、一〇人への遺産配分率の不平等が目立つ。妻と既婚女子への遺贈分を除いた遺産の一〇人への配分を百分率でみると、長男の四一・四％から孫娘夫妻の一・二％まで大きな開きがある。七男が自己の配分を持って長男家を相続すれば、その持分率（乃至分割率）は四三・五％となる筈である。

「宗寿古遺言」によって〈家〉の範囲が規定され、個人への分割相続を契機とする割付けを行いなから、長男を「親とうやま」う兄弟仲間の一代限りの不分割を契約し、分割を主張する者があらわれた時の処置を「貴方様御心次第」に委ねるといふ、長男宗竺への權威の集中が行われた。その長男の權威は遺産の四〇％を超える割付と、幕府呉服御用の特権の私有という物質的裏付けを伴うものだったということである。遺産の共同所有に基く共同体的結合として〈家〉は、その意味で、より多く「支配」の体系をなしていた点を見逃してはならないであろう。〈同苗中〉の支配者としての宗竺に課された義務は「弟共へそれぞれに憐愍を加え、非儀無之様ニ常々相嗜」む道義的な規定があるにすぎなかった。「宗寿古遺言」での一つの疑問は、彼の末子が割付から除外されていることである。幼名を庄之助といったこの末子だけが異母であったこと、当時三・四才の幼児であったことなどのためであるうが、宗寿が晩年の子とその母にどのような配慮を行ったのか、資料上の所見がない。庄之助はその後、宗寿の次男高富に引取られて成長し、やがてその家を嗣いだ。

三

要するに、元禄七年の「宗寿古遺言」とその添付証文によって、高利の遺産の配分が「割付」けられ、相互に「兄弟中」であると認め合う〈家〉の範囲が規定されると同時に、一代限り配分を分割しない共同所有下の持分所持にとどめ

ることとなったのであるが、父の遺産の共同所有に基くこの共同体的結合としての〈家〉に関する詳細な定律はつくられなかったし、従ってそれを執行する機関の設置も行われなかった。

従って、問題は宗寿の遺産を分与された「兄弟中」が、共同所有下の持分所持という一代限りの誓約を、世襲的なものとするかどうかに残されたわけである。それが二八年を経た享保七年(一七三二)の「宗竺遺書」の形で「子孫永々相守、相違有間鋪」き「家法」として成文化されるに至ったのであり、本家六軒(内一軒惣領家)、連家三軒を「同苗」とする制度的な〈家〉の確立をみるのである。その細部はともかくとして「宗寿古遺言」と「宗竺遺書」との間に、重要な差異があることをここでは指摘しておく。即ち、前者では元手金を割付けること、つまり分割相続を原理としているのに対して、後者は「身上一致」の原理のなかで「身上割法」をきめているという違いである。後者の場合でも分割の可能性が考えられていないわけではなく「万一同苗共身上引分ケ申節々至候ハ、」とか「若末々に至同苗万々一別々に成候儀有之時」といって、その際の分割の仕方に触れた箇条が散見する。しかし、そのような個別の家の分割の主張を当然のものともみなしているのではなく、この家法の崩れるときを予想しての規定なのである。

同苗の内、親分の差図を請けず、家業等疎略に致し、不届のものは、同苗相談の上、隠居致させ候か、又は勢州へ押籠、仕置申すべく候、それとも別心これあるものは、評議の上、手前の列を除き申すべき事

このような制裁規定のうちの除名は、個別の家の分割主張に適用されるべきものであった。

古遺言で「親にうやまう」と表現されていたものが「親分」として制度化され、ほかに「年かき器量あるもの三人」の頭領役をおき、それに重手代から選ぶ六・七人の「元々役」を加えて合議体を構成して「月並寄会」「内寄会」を開催することも定められていて、親分を頂点とする家制・営業の全般に対する支配を実現していくための執行機関の設立が明らかにされている。そのような機関による支配の下位規定として、数多くの「式目」類が前後した時期に集中的に

作られているし、支配に伝統的正当性を付与するためのものとして「家伝記」(宗竺名儀)および「商売記」(三男高治名儀)が宗竺遺書と時を同じくして作られたのであった。

「宗竺遺書」には享保七年一月朔日の日付がある。しかし、これだけ長文で具体的内容の多いものが短時日のうちに作られたとは思えない。その作成過程における一つの時期を示すかと思われる史料として、正徳五年(一七一五)一月付の宗竺の文書がある。これはかねて重縁の關係にあった小野田家(呉服商)の債権債務を三井家が引継ぐに際して、その名跡を同苗中の一家として残すという処理法を含めて小野田珠琳が差出した証文に、宗竺が記した奥書である。その一節に

身上之儀、先祖遺言書を以、此度惣兄弟共相談之上、割方致し、其上我等遺言書ニも書記置候割方ニ相違有間敷者也とあるものである。つまり、この時に家産の(割方)を含む宗竺の遺書が作成されたこと、その中に小野田家に対する割が含まれていたことが示されているのである。現存の宗竺遺書の日付に先立つこと七年である。

正徳五年の遺書と享保七年のそれとの間にどれほどの異同が存したかを詳にしないが、その中間の時期に当る享保四年(一七一九)五月に行われた「一家賄料」(各家の家計費)と「元々名代元手銀役料」の改正をみると、賄料分与の基準になっている割歩は、享保七年の遺書に定められている割歩に極めて近い。従って宗竺遺書の骨格が、正徳五年にはばばでき上っていたと推測して大過ないと思う。仮りにそうであるとすれば、宗寿古遺言から宗竺遺書への原理的転換は、元禄七年から正徳五年までの間に行われたものと見られ、その過程が問題になるわけである。

四

その意味で注目されるのは、宗寿の次男高富(八郎右衛門・宗栄)の家則草案である。高富は宝永六年(一七〇九)五月に歿しているから、草案はそれ以前、恐らく宝永初年(部分的には宝永四年に書かれたことが判るが)に書かれたものと推定

される。九冊が現存するが、それが草案の全部であったことの保証はない。

高富草案の構想のなかで最も興味深いのは、〈家〉の範囲とその部類分けである。ここでは「本家」・「取立之家」および「後見之者」の三つのグループが分けられており、それら三種を含めたものとして〈家〉が考えられているのである。第一のグループは宗寿の長子宗竺に始まる「惣領家」と、次男から六男までの実子に始まる六軒の「本家筋」とを含む七軒から成る。第二は宗寿の二人の養子と甥(前記小野田氏)に始まる三軒から成る「取立之家」である。そして特徴的なのは「年来之忠功」を積んだ奉公人を「割二入、取立」てた第三のグループとしての「後見之者」(「後見之家」とも書かれている)である。そして惣領家を含む本家筋は七軒と固定しているが、それら本家筋の次男以下のうち「功德儀之次第」によって「取立之家」に追加されることがあり得るし、「後見之者」も差当り八軒を予定しているがそれとも以後の「取立」を排除しているわけではない。〈家〉の範囲に拡大の可能性を含ませている点が注目される。

高富草案は第一冊を

手前儀子孫何迄も一致、家相統被致度元祖宗寿存生ニ願有之候へ共、町人之家一致ニ宜、永相統之類、世ニ稀成儀、然共神代方無之
 売買之名ヲ取候上ハ、数年相考、先祖之為承志ヲ、此度一家末類共ニ永々相統之式目取立候事

と書出し、第三冊にも

一家いつ迄も只今迄ニ不相替一致ニ相統之利相考、此度取立一々ニ家法相建候
 と書いている通り、宗寿古遺言への添付証文によって契約した家産の一代限り不分割を、永続的な家法として固定化するために、長期間を費して熟慮を重ねた結果、作られたものであった。

草案がどこまで高富個人のものであり、どこまで合議によるものであったかを知ることがはむつかしい。明らかに兄宗竺の挿入した箇条が何か所あるので、作成途上で宗竺に見せていたことだけは確かである。

高富草案における〈家〉の中核をなしているのは、惣領家を含む七軒の「本家」であり、それは一子相伝すべき固定

した数のものとされている。さきにみた通り、元禄の宗寿古遺言では「取立之者」二人を除いて八人へ遺産が「割付」けられ、そのうち八男は長男、九男は次男の相続人たるべきことが指定されていた。従って古遺言の通りに次代を構成するとすれば、惣領家を含めて「本家」は六軒（内一軒は長女に迎えた贅養子）となる筈であった。高富草案は古遺言の指定を承けつつ、新たな本家構成を案出したのである。

即ち、八男に惣領宗竺の跡目を継がせたのち、宗竺の長子に相続させ、八男の嗣子に第六の本家を一軒創立させる。同様に九男に次男高富の跡を継がせた上、高富の子（実は宗寿の庶子）に継承させ、九男の嗣子に第七の本家を創立させることにしているのである。こうして元祖高利の嫡出男子（五男安長を除く）及びその嗣子を初代とする七軒をもって本家を構成しようというのである。従って、古遺言で正当の遺産分与者として扱われていた即右衛門夫妻（高利の甥で養子の即右衛門と高利の長女）は、本家から外されて「取立之家」の筆頭に移されることになる。つまり「元祖」高利の直接の男系をもって本家とし、それらを惣領家から七男家までに序列づけて「家格式」を定めようという案である。

「元祖」の男系をもって固められた七軒の本家は、男系の単独相続によって継承されるべきものとされた。即ち相続すべき男子のないときは「父方之甥に継かせ可申」、父方の甥がないときは七軒の実子のうちから家格順に養子を迎えること、女子のみの場合にも七軒の男子のうちから贅養子を迎えること（「年下年上、年来不相応ニ候共」とある）、本家内での養子が不可能なときは、その範圍を取立之家に拡張することが「家跡目相続之次第」（「全式」の内）に規定されており、「縦実子ノ娘たりとも他家へ遣シ出生之子は、種違候ニ付、何れ之家ともニ名跡ニハ堅仕間敷事」（傍点引用者）とあるのは、その裏返し表現に他ならない。

次に「取立之家」の構成をみると、右に述べた元祖の男子及びその嗣子によって本家を固めるという原則のために、古遺言では正統の遺産分与者として扱われていた長女の贅養子即右衛門が、ここに廻されている。また古遺言で「取立之者」

とされていた五男宗左衛門(宗秀)の娘の贅養子吉郎右衛門はそのまま取立之家に位置された。このほかに、異姓ではあるが、まさに正徳五年の宗笠一の奥書でふれた小野田家の治左衛門が取立之家に加えられている。この家を加えた理由を、高富草案では「宗秀之子、我々甥」であることに求めており、その意味では宗寿古遺言で、不行跡である故に一応僅少な分与を予定しながら、その後の処理を高平(宗笠)高富の二人に委任した五男宗左衛門(宗秀)の跡目と考えることができる。

小野田家は重縁の姻戚であり、現に宗笠一の妻が先代小野田治左衛門の妹であった。同家の呉服業が約銀千貫目の負債に苦しみ、内半額が三井の債権であったため「末々迄宗笠苦勞」となるため、宗秀のただ一人の男子であった助次郎に名跡を継がせ、これを異姓のまま取立之家に加えて三井の一家としたのである。従って、治左衛門の加入は、宗左衛門跡目という名分のほかに宗笠夫妻への配慮が介入しているように思える。

取立之家三軒の家格は、則右衛門・治左衛門・吉郎右衛門の順序と定められている。

高富草案における〈家〉の構成の上で、特徴的なのは、上記の通り一般に奉公人分家といわれる「後見之者」(「後見之家」)を、共有家産の持分所持者とした点であって、これは宗寿古遺言に全くなかったものである。後見之者は、狭義の「一家」(本家七軒と取立之家三軒から成る)とは区別され、その姓は永井に統一される。草案は後見之家を取立てた理由を次のように記している。

手前一家及末々ニ時は兄弟之内或ハ縁ニ引レ、爰こうひき有之物にて、世ノ常に家之法式如鏡筋目不正シテハ永ク難続、又各儀大切成割ニ入、取立候儀、勿論忠功之徳、第一ハ此道筋兄弟之内非道申族有之候共、無異儀筋目を以宜相続、此儀為專要

(「後見之者功記ノ次第」)

舌足らずの文章で文意を得難いが、二つの点が指摘されていると思われる。狭義の「一家」(当面五軒、近い将来七軒を予定する本家と当面三軒の取立之家から成る)に存する内部的分裂の可能性を考慮して、それを阻止する機能を期待する後見

者たらしめることと、家業の繁栄に顕著な功績を挙げた奉公人に対する行賞とがそれであり、その二点を重ね合わせたところに「後見之家」取立の主旨があったと解される。

草案には八人の後見之者の業績が、個々に列記されている。江戸駿河町呉服店の「繁昌、店支配ノ開山」である藤右衛門、幕府からの特権をうけるについて功勞のあつた庄右衛門、「大坂之中興」者としての新兵衛、江戸木綿店（のちの向店）の「開山」藤兵衛、その後任者であり木綿店を「江戸荳番之綿店」に成長させた「綿店之中興」善兵衛、呉服店の營業と使用人管理を整備した「江戸店ノ中興」善次郎と「京店之中興」宗助、そして京・江戸の両替店の關係を整備した「京両替店中興」の治兵衛の業績を「取立一家之次第」と共に「後見之者功記ノ次第」として「惣領本家筋出生」につづく草案第二冊に詳記してある。つまり、彼らは永年にわたる顕著な業績によって「家之鏡」と認められた者たちであり、そのことに基づいて、狭義の「一家」を相続していくための「後見の者」として、共有財産の持分を世襲的に分与されたものと認めることができる。「後見之者」（後見之家）は、一様に「永井」姓とすることが定められているから、それは（同苗）ではない。「元祖」高利の遺志を承けつつ、元祖との文字通りの男系血縁者をもって「本家」を構成し、それに準ずる者をもって「取立之家」を添えた狭義の「一家」を構成することを考えた高富は、そこに内包されている分裂の契機を抑圧するための詳細な定律を立案しただけでなく「一家」の物質的基礎である共有財産（貨幣と家業）の持分所持者として非血縁の「後見之者」を加えることで、業績に対する褒賞とあわせて、そこに「一家」の分裂阻止の役割を付託しようと意図したものと思われる。

ところで、右に述べたような男系の一系型家族による家産の世襲的共同所有を構想したとき、当然問題になったのは次男以下（草案では「龜子」と表現している）および女子の処置であった。これについての草案の構想は次のようなものであった。

共有財産の生みだす果実の一部は、持分に応じて構成員に分与される。構成員はその中から、次男以下および女子の出生したとき、男子は三〇年間、女子は一五年間、三年に一度ずつ所定の額を両替店に預金し、月八厘の利付で積立て分家の「元手」とする。積立てるべき額は家格によって異なるけれども、惣領家以下後見之者まで同一の制度による。

一三才で京都の呉服店に出勤することから始まる所定の勤務を終えた者に対して「元手」を与え、独立させる。その際、惣領家は三男まで、本家六軒は次男のみ三井姓を名乗らせ、その身一代に限って格式上「一家」として扱われる。惣領家の四男以下、本家の三男以下、取立之家の次男以下には中井姓を名乗らせ、後見之家はさきに記した通り、すべて永井姓とするが、それも嫡子のみに限り、次男以下はそれぞれの家の本姓を名乗らせる。分与される「元手金」は、それらの格式と勤務中の業績評価とを合わせて、限度内で決定する。

惣領家・本家の「種子」のうち、特に功労ある者を「取立之家」に加えることがありうるという可能性を残してはいるが「一家」として扱われる場合でも、それはあくまで格式上に限られていて、共有財産の持分所有とは無関係である。従って、次男以下は分与された「元手金」と、三井・中井・永井(中井姓からの分家は永井姓を与えられる)の苗字および越後屋の屋号をもって、独自の家業をおこすことになる。その場合、三都での呉服業・質両替業は原則として禁止するという制約があり、相場商や高額の大名貸も禁止されている。尤もその反面に

向後、大元之害ニ成宜き家督之店取立申様ニ申付候、此儀各名跡ニ讓候後、実子又ハ店々繁昌ニ付忠功之者大勢為取立、名前ニて店ヲ預ケ候条、相続之後ハ人々ニ割取せ候様之仕方申付候事

(後見之者式法)

という条項もみえる。枝店の数をできる限り増しておくことによって、分家の独立営業を容易にする準備を整えようとする配慮であろう。また別に

商売之儀、何方、分けて遠所ニ候ハ、一分ニ取立候儀、有増ハ無用、或ハ式人三人組合ニて致候時、損失諸事ともニ宜儀有之候、一族之内同氣之類組合ニて取立、二色相続之上ハ、一口ツ、分けて家督ニ致候様ニ心得候ヘハ、物事儘ニ有之候事

なる条項もある。分家の營業は、二・三家が組合つて関連ある業務を営むことを原則とし、但し家産の区分を明確にしておくべきことを言っているのである。

さて、前述のような、次男以下への処理を含めた〈家〉の定律化をおこなうとき、その執行についてどう考えたのであつたらうか。「本家・取立・後見、悉合点の上」という類の合議制が謳われている部分がある。それは「家々之子共元祖之通兄弟分ニ候故、諸事偏なく順々ニ実兄弟之ことくに可致事」とあるように、家々の初代が兄弟であることの延長として、当主は常に相互に兄弟仲間と認め合い、従つて本家の若年者にとつて取立之家の「代違老分之子」は「伯父同前に心得可申」き血縁共同体の原理を前提としたものである。

だが、草案全体を貫いている統合原理は、決してそのような横の関係であるのではない。そこには各種の制裁を伴つた支配の定律がある。その一つは「親分」に関する規定である。「惣領家并本家都合七軒、代違徳義次第、親ニ敬可申事」(「親分之定」とある通り、親分就任の資格は惣領家を含む七本家であり、年令と「徳義」(ここでは業績の意が濃い)によつて選任される。「惣領之家ハ各別たるニより……代違ニハ若番ニ親分持可申事」(「夫々法度之式目」ともあるから、惣領家に優先的な就任権を認めてはいるが「惣領家たりとも、時之親分へハ実父之通、一番ニ敬不申候てハ、末々家法立不申候、此旨急度相心得可申事」(「親分之定」とあるから惣領家が独占すべきものと考えられていたのではない。

そして、この「親分」は「一族之頭」統率者であるに相違ないのであるが、そのことによつて「自然と威光も強」くなりがちであるが故に、そこへの権力の集中を防止しようとする意図が濃厚に観取される。親分の資格の一つとして家業上の業績(「徳義」)を挙げながら、それと並べて

親分之儀、徳義常たりとも、直越すニして万不任我意、無事(の)時ハ順を以継可申事、縦徳義勝タリとも、私多、任我意時ハ一家

難儀、依之次ヲ立、上ヲ隠居為致可申事

(「親分之定」)

の箇条を挙げている。常時の親分は特に業績の秀でた者であることを要しない。「私」なく「我意」を抑制しうることが必要条件とされているのである。

この点は親分の条件であるにとどまらない。構成員一般に適用される制裁事項三条のなかにも同じ主旨が挙げられている。

一 御公儀様御法度之品々并一銭之諸勝負負突等之事

一 親ニ不孝ニシテ程ヲ不知、おこりヲ極メ、万任我意事

一 此度立置候一家并後見之者、家之為ヲ存、異見申儀承引無之族之事

(「夫々法度之式目」)

それ故に、親分はこの条件を欠いたとき、その地位から追放される。

時之親分之儀、心入替、万任我意、私多、おこりを究時ハ、頭領を始一家并後見立会、急度隠居為致申告、其節為不及論メ記之、夫以下之者記不及、為同前、家法第一之儀急度相心得可申事

(「夫々法度之式目」)

との規定がそれを明示している。つまり、親分は〈家〉の〈頭〉であり、構成員一同から親として敬まわれるべきものである。それは共同体としての〈家〉の共同意志の体现者であり、そうあらねばならない。しかし、その権限はあくまでも「先祖の志」を承けて定律化された家法の範囲内に限定され、個人的意志によってそれを超えることを許されない。

このような「親分」を統率者とする組織体としての〈家〉の基礎は、いうまでもなく家業にある。家業の単位は個々の営業店であり、〈家〉の構成員はそれら個々の営業店の「名代」となる。名代はそれぞれの店の営業上の責任者であるが、所有者であるのではなく「役屋敷」である居宅と共に「為家業、何時入替可申も知レ不申」(「家納様之次第」)ものである。この名代の入替を含めて、営業上の統率を行うのは親分の職務ではない。それは「時之利(理)」に叶たる者を、一家并後見之者立合撰候上相究」める「頭領役」の権限に属する。「惣一家」は、このようにして選任された頭領役の「下知ヲ請可申」とされている(「親分頭領之定」)。草案では、営業店の組織化が必ずしも明確でなく、本店・両替店・綿店を

「三ツノ元店と建」て、七人の「後見之者」をそれら三店に「頭役」として配置し、「外之店ハ工面次第、家頭領并各（後見之者―引用者注）相談之上、支配内ニ相定候事」としており、そして各営業店に対して「用事無之候共、頭領ヲ始、何れも大役人共より所々之支配人へ家業たるミ無之様ニ状通とたへ申間敷事」と、密接な連絡をとるべきことを規定している域を出していない（「家納様之次第」）。

このような営業店の組織化が未熟であるのと対症的なほど、細部に亘る規定をもっているのが、子弟の「修行」である。それも家格によって異り、嫡子と趣子とによって区別されている。その詳細は省くとして、本家の嫡子を例にとれば、一三才で「家業入」させ、京都の本店で染屋その他の諸職人（絹織物の仕上工程）を巡回することから始め、一五才から二〇才までは江戸の本店・綿店で「鍛錬為致」る。その間は食事が若干異なるほか、勤務は手代同様、名代人・年寄の「指図次第」とする。二〇才から五年間、江戸にある小店を支配人と共に預かる。経営者としての修行の始めである。二五才で京都に呼戻し、本店に「ひしと相詰、買方仕入方悉鍛錬為致」る。当時の営業の中心が京都での絹織物の仕入にあったことが示されているのであろう。二七・八才ころの一年間は京都の両替店勤務となる。ここで「上方之金廻シ一切之儀鍛錬為致」それに続いて大坂に転動させ、主として「金廻シ之品、土地之風儀悉鍛錬」させる。三〇才からの五―七年間を江戸両替店勤務とし「彼地金銀のわしり之次第、諸方徳意商之仕方并屋敷一切之勤方」を鍛錬る。そして三六・七才で江戸の御用所を「請取」り「御公用」（幕府御用）を勤める旁ら江戸所在の諸営業店に「下知」しうるよう心得させる。四五才までに江戸勤務を終えて京都に戻り、居ながらにして三都店々に下知し、五〇余才に至る。

このようなものが「一家」の嫡子に課された「課業」であり、また期待された役割であった。それらを通じて諸個人に求められているものは、「家業」のそれぞれの場に「はまり能」くあることに他ならなかった。本家の嫡子はもとより、永井姓の子にいたるまで、構成員のすべての男子は、構成員の男子であるという属性によって「家業」のなかでの

職業上の地位の占有を保障されていると共に、義務づけられている。その職業上の地位は、教育と体験の体系として定律化されており、頭領役を頂点とする店々の頭役・支配人等の営業幹部によって、諸個人は管理され、かつその業績は評価をうけつづける。それは〈家業〉へ「はまり能く」せしめることを通じて、諸個人に共同体の意志(その定律化としての家法)を内面化させる過程に他ならない。より具体的には「私」の「我意」を抑制して家法に則した行動様式をもつ人間を形成せしめる過程であり、それは詳細に規定された課業過程が、あくまでも家業内地位の占有にとどまって、居室に至るまでのすべてについて、所有を否定していることに裏付けられていたのである。

「籠子」の課業規定のなかに、この原則を外れた部分が含まれている。所定の修業を終えたとき「一方之役ニも立候時ハ、各別ニ仕法宜可申付」とある通り、共有財産の一部である営業店(いわゆる枝店)を分与することがありうるし、既述の積立金を受取って自ら「店取立」を行うことは「勝手次第」であり、そのことによって「一分」の「一家相続」
 Ⅱ 分家の創立がなされるのである。このようにして分与され乃至自ら取立てた店は、彼ら「一分」のもの、即ち私有に属すると同時に、この私有が成立した時点で家産の共有に基礎をおく〈家〉共同体から排除されるのである。従って、籠子たちにとって、定律化された課業は家産分与の条件をなすと共に「一分立」以後の個別の「一家相続」のための教育過程としてあったわけである(「一家鹿々子井永井子共家法之定」)。

ただ、この草案が、本家の籠子を初め中井・永井の子であっても、業績の特に評価された者については「割ニ入」れ「家徳ニ入」れ
 Ⅲ 場合がありうると明示していることは注目すべき点である。

五

右に紹介したような内容をもつ家法草案を作成した高利の次男高富は、宝永六年(一七〇九)に歿した。その一三年後に「宗竺遺書」が正式に成立したのであり、それが実質的に作成されたと思われる正徳五年(一七二五)に遡ること一〇

年を出ない。宗竺遺書と宗寿古遺言との間に存する原理的な差違については、さきに指摘した通りであるが、宗竺遺書と高富草案との間にも、また明瞭な共通性と共に差異が認められる。

家産不分割を世襲的原則とする構想は、明らかに高富草案の骨子であって、宗竺遺書はその継承である。その意味で、高富草案が以後永く守られ続けた三井家家法の創始だといえるのであるが、しかしその家産の共同所有の範囲については、草案と遺書との間で著しく異っている。即ち、前述の通り、草案は惣領家を含む七軒の「本家」と三軒の「取立之家」、それに八軒の「後見之家」とをもって当面の共同所有者とし、「取立之家」「後見之家」は追加しうるものであることを定めている。それに対して宗竺遺書は惣領家を含む六軒の「本家」と三軒の「連家」、「合九軒、身上一致之家法也」と定め、この数を固定的なものとしているのである。

そして宗竺遺書が本家に指定した六軒は「元祖」高利の実男子のみに単一化されている。(但し惣領家は宗竺が隠居していたのでその嗣子八郎右衛門の代になっており、子なく歿した次男のあとを高利の別腹の男子元之助高勝が嗣いでいる)。高富が高利の遺志を生かすために考えた九男・十男に一旦長男・次男家を嗣がせたのち、それぞれの嗣子に本家を創始させ、長男・次男の嗣子に家督を継がせるという案は棄てられて、九男に長男の持分の一部を割いて五男家とし、十男は実子に四男家を継がせて、嗣子なく歿した六男の持分に次男家の持分の一部を割き加えることで六男家とすることに改められている。そうすることで、元祖の実男子、従って文字通りの血縁的兄弟のみによる本家を構成するのが、宗竺遺書の核心であったとみてよい。

高富草案の「取立之家」三軒が、ほぼそのまま宗竺遺書の「連家」にうけつがれた。異なるのはその中の家格であって、草案の則右衛門(高利の婿養子、長女の夫)・小野田治左衛門・吉郎右衛門(高利の養子、五男宗左衛門の娘みちの夫)の序列を、則右衛門・吉郎右衛門・小野田八助(治左衛門の養子)の順に組み直しているのである。この序列変更の理由は必

ずしも明らかでないが、元祖高利との血のつながりの濃淡を基準としたとみるのが、本家六軒の設定の仕方と見合わせるとき、自然なものと思われる。小野田治左衛門は宗竺の妻の実父で、その家業を三井家が吸収するに際して、宗竺の娘の夫に治左衛門の娘を後妻に配して名跡を継がせたのが、宗竺遺書にみる小野田八助である。いわば宗竺が「取立」てた家であり、高利とのつながりを持たない故に、連家の末席に序列されたとみられるのである。

〈家〉の構成の上で、高富草案と宗竺遺書との間にある最大の相違点は、本家・連家の家数を固定したことと並んで、草案で考えられていた「後見之家」を除外したことである。顕著な功労のあった奉公人を家産共有者に加えることで共同体としての〈家〉の構成員とする高富の構想が、持分の分割による「本家」「取立之家」の次男以下の構成員への組入れ(その可能性)案と共に宗竺遺書では廃棄されて、それら構成員への加入の機会から排除された者たちは、一様に「元手銀」の分与によって処理されることになったのである。

本家	62	八郎右衛門	助
	30	元之郎	助
	27	三治郎	右衛門
	25	八郎	次郎
	22.5	宗	郎
22.5			
連家	8	則右衛門	助
	6	吉郎	右衛門
	7	八	助
	10	余	慶
	220		計

宗竺遺書は家産の「高」を二二〇とし、そのうちの一〇を「余慶」として割残し「此余慶は本家連家次男并末子取立之心当建置申所也」と定めている。この次男・末子取立は「自然別家取立候とも、元手銀を相渡し、自分贖身上致法也」と規定し、またその額は、「親分之者・同苗并元々相談之上」で決められるものと定められているのである。分与された「元手銀」は当人の私有に属すのであり、爾後共有の家産とは無縁の「自分贖」によって独自の家計を営むべきものとされているわけである。

一方、草案が「後見之家」とすることを予定した著功ある奉公人を、宗竺遺書では「元々役」とし「家の守り第一之役人ニ候、主にしつ(過失の意)引用者注) 有時ハいさめを入、下に非あれハ是を異見し、上下相調候て家相治り候心掛

専要ニ候、「主人よりも重ク其言葉を用ひ請る時ハ、をのつから下其下知にたかふ事なし」といつつ「五十五才を限り可申候」と定年制を定め、同時に在役中の役料を大元方支出とし「格別之働有之候ハ、同苗相談之上、臨時に褒美又は元手銀加増などの仕形も可在之事」と規定している。元々役といえども、あくまでも奉公人であり、退職の際の「元手銀」増額などの措置はあるとしても、それ以外の規定は宗竺遺書なる「家法」に全く含まれていない。〈家〉の範囲外に置いたことの当然の表現である。

ただ、向う一〇年間、利益の二〇分一を積立てる条項があつて、この積立を「相統銀と相定、古キ手代之身上おとろひ候もの、其外火事に逢候ものを救ひ、又此内十分一を以、仏神ニ奉加、無拠筋合、此銀にて了簡可致候」と定めている簡条がある。旧手代に無関心であつたのではないが「此法建置候は一家いつ迄も繁昌之立願也、夫勢ひを以一旦富る者もめぐみ下へ満(たご)すんハ長久ならず、永ク栄へを祈る時は、其徳を下へ及(す)に有、天の道理古今のためし也、然は延銀之内を退るハ満るをかくるか、此徳を以家長久のたすけならん」との注が示す通り、それは、九軒に限定した「一家」の持続と繁栄のために、神仏への奉加と共に「下へ(慈善的恩恵として)及す」ものに他ならなかつた。

「一家」の次男以下と著功の奉公人に共同体への加入の機会を与えることを構想した高富草案が、僅々一〇年前後のちに廃棄されたのは何故であつたのか。そこには宝永から享保への、幕藩制社会そのものの全体的変化が無視されないものとしてあつたことを多言する要がないであらう。一七世紀後半の農業生産力の発展に基く商品経済の全国的展開が、新たな社会的分業の成立をうながし、それが従来土地所有の実現形態に基礎をおく領主財政を大きく動揺させる。それへの対応の一つとして、幕府は寛文の銭貨増鑄に始まり、元禄から宝永期にかけての金銀貨、特に銀貨の増改鑄を行ない、そのゆきつくところとしてインフレ状況が生みだされる。絹・綿織物の問屋・小売業と商業金融・為替業とを両輪とする三井の営業の急速な伸張は、そうした状況の裡で進んだのであつた。

農民層の分化を必然とする貨幣経済の浸透を一定程度にとどめ、生産力の段階に即応した地代増徴の方式を生みだすた

めに、幕府では貨幣改鑄、金方公事訴訟制限、質流地および小作料滞納による身代限りの制限など、一連のデフレ政策が、吉宗政権によって一八世紀一〇年代から打ち出され始める。拡張の一途をたどり続けた三井の営業も、守勢の姿勢に転ずることで、状況の変化に対応しようとする。

高富草案はインフレ状況に陥る直前である一七〇四年前後の好況期に作成されたのであり、宗竺遺書は正徳の貨幣改鑄直後に素案を得、享保改革が全面的に展開されだした一七二二年に確定されたのである。共同体としての〈家〉の範囲を、拡張可能なものと定めた高富草案から、本家・連家九軒に固定した宗竺遺書への変化は、外的状況の変化に大きく規制されたものであることは明らかである。

宗竺遺書によって営業店として示されているのは次の一五店舗である。

- 江戸本店
- 京本店
- 大坂本店
- 上ノ店(京都) 西陣絹の仕入問屋業
- 紅店(京都) 絹織物の染色加工業
- 江戸綿店
- 京綿店
- 大坂綿店
- 伊勢綿店
- 京両替店
- 綿花・綿織物の問屋・小売業

大坂両替店 金融・為替業

江戸両替店

本町一丁目店（江戸） 絹・綿織物販売業

糸店（京都） 絹糸問屋業

小名木川店（江戸） 絹・綿織物小売業

しかし、宝永年間に始められた店舗が、このほかに次のようにあったのである。

中立売店（京都） 両替業

元店（京都） 絹織物小売のち毛織物問屋業

上下店（京都） 麻布問屋業

六条店（京都） 絹織物小売業

河原町店（京都） 質屋業

蜜柑店（江戸） 蜜柑問屋業

大津店（大津） 絹織物小売業・大津代官所金銀取扱代理業・米方質業

津店（伊勢） 絹織物小売業

山田店（伊勢） 同右

これらの中には開店年次の詳らかでないものもあるが、宝永二年（一七〇五）から四年（一七〇七）頃までに集中していることは、ほぼ間違いない。当時、このほかにも、例えば名古屋に瀬戸物問屋を設置する計画などもあり、宗竺遺書に営業店として指定されたものうち、京都・大坂の綿店も宝永初年の開店と推測されている（これらの綿店は享保一三年（一七二

八)の改正でそれぞれの本店に吸収された。

それら宝永初年に増設された店舗は、中立売店が高富、元店が宗助(京本店重役、中西姓)上下店が善次郎(江戸本店重役小林姓)の名義で開設されている。新店舗を奉公人名義とすることは、高富が江戸在勤中であつた元禄十一年(一六九八)に行われた江戸小名木川店開店の際の藤右衛門(当時の本店「支配人」脇田姓)名前に始まると思われるが、宝永初年に集中的に行われたのは、さきに触れた高富草案中の「忠功之者」取立てのために「大元之害ニ不成宜き家督之店」を取立て、「名前ニて店ヲ預ケ」、「相続之後ハ人々ニ割取せ候様之仕方」として実行されたものとみることが出来る。

一家の魚子、忠功之者のために、三都のみならず地方都市に及ぶ店舗の増設が「家」共同体的構成員を拡張する可能性と結びついて、経済的發展という外的状況を条件として構想され、実現されていたのである。正徳・享保のデフレ政策と、それと表裏して進められた流通機構の固定化という経済上の外的状況の変化に伴って、草案の構想そのものが廃棄され「家」構成員の固定と共に店舗も整理・固定化されたのである。

宝永初年に増設された店舗のうちで、宗竺遺書で家業として残されたものは京・大坂の綿店と江戸の小名木川店だけであり、他の店々は処理されていった。その始末の明らかでないものもあり、江戸蜜柑店のように閉店したものもあったが、大半は享保四年(一七一九)に、いわゆる「忠功之者」に分与された。元店と大津店を宗助に、上下店(麻店)を善次郎、河原町店を伝右衛門に与えたのは、その例である(遺書で一旦家業に残した小名木川店もその後藤右衛門に分与されたようである)。

宗竺遺書に示された本家・連家の持分率が現実に行われた始めは、享保三年下期の大元方決算における「賄銀」配分の際であり、配分の基礎にしている家々の「割」は遺書のそれと全く同一である。ただこの時の割には「余慶」一〇のほか「元々心当」一〇を加えて総数を二三〇としている。そして翌四年上期から、この「元々心当」が「元々名代

役料」として「払方」（支払勘定）に移されているから、「忠功之者」の共有財産占有からの排除は、この時に実行されたもので、店々の分与が同時になされたものと認めることができる。そして、奉公人に対する店の分与は、これをもってほぼ打切られ（小名木川店の分与を除いて）たのであった。

五

以上、元禄七年（一六六四）の宗寿古遺言に始まり、宝永初年（一七〇〇前後）の高富草案を経て、享保七年（一七二二）の宗竺遺言に至る経過をみてきたのであるが、そこには家産の共有に基礎をおく共同体としての〈家〉の成立過程が日本の近世都市的形態において示されていると思われる。以下、この一事例を通じて指摘しうる若干の点を挙げてみることにする。

第一に、いうまでもないことではあるが、生計の共通の基盤となる経済的価値の存在を前提としてのみ、共同体は成立するということ。そのことは、松坂の六〇坪の居宅と味噌・酒の小売および質屋という乏しい経済価値しかなかった高利兄弟の親の財産を基盤とする〈家〉共同体は、それとしては存立しなかった事実を示される通りである。法的な家の相続は長子によって行われていたけれども、家名・祭祀・家業の事実上の相続と必ずしも一致していたとは思われない。いわゆる「三井家」の家制度なるものは、末弟であった高利が〈別本家〉の「元祖」となる時点で初めて課題にのぼったのであり、事実上は約七万両と推定される遺産の妻子への配分の問題であったことは古遺言の形態からも明かである。遺産はすべて貨幣の形で存在したわけではなく、幕府から与えられた特権（御用）を含む営業と営業店舗がその主体をなしていたのであるが、そのような「有物」の存在そのものが、未だその形態はさだかでなかったとはいえ、制度としての〈家〉を形成せしめていく根拠であったことは認めざるを得ないであろう。

第二に、そのような根拠の上に共同体としての〈家〉が形成されていくとき、その結合の契機となっている〈血縁〉

の問題である。社会関係としての〈血縁〉が、生物学的な血のつながりとは別の次元に属するということが一般に説かれており、それを否定するものではないが、しかし成立的にみれば、社会的血縁の契機は、やはり生物学的な血縁にあるといえるのではないであろうか。宗寿古遺言から宗竺遺言に至るまでの間で〈家〉の範囲、換言すれば共同体構成員の限定の仕方は動揺し続けているけれども「元祖」である宗寿との直接の血のつながりがその核をなしていることは一貫して認められるのである。宗寿の遺言では女婿は「即右衛門・みね」の連名で遺産配分を実男子と同列に受けており「此外取立之者」として特旨による配分分与者とされているのも、勘当した実子とその娘夫婦(ここでも吉郎右衛門・みちの連名)だけである。男子による一系家族を強く表面に押出した高富草案は、即右衛門を「取立之家」に廻して、宗寿の実男子とその嗣子による七本家を設定していて、宗寿との血のつながりに結合の契機をおく点で少しの変化もない。宗竺遺言は一層簡明に、宗寿の実男子をそれぞれの初代とする六本家制を採っているのである。そして

同苗名跡之儀、子供無之ものは随分同苗之内より養子致し相続可致候、男子無之候ハ、女子にても養ひ、名跡相続致候様に相心得可
申事

と定めて、血のつながりを強調している。

宗寿の実男子たちを初代とする家々も、世代の交代と共に相互に従兄弟、復従兄弟等々の関係になっていくことはいうまでもない。

(略) 自今、本家六軒連家三軒、此九軒は兄弟一致之家法也、依之、忌服ともに兄弟之通りニ請之(略) 分限相応之格を以、兄弟一致に相励へし

生物学上の〈血縁〉が、社会関係としての〈血縁〉に転ずる、少くともひとつの因子は、固定化された生物学上の血縁関係の時間的経過にあることが、ここに示されていると思える。

もっとも、それだけが社会関係としての〈血縁〉を成立せしめる因子であるわけではない。高富草案において現われ、宗竺遺書で切捨てられた「後見之家」が、その意味で重要なものとなる。生物学上の非血縁者（そこでは奉公人）が社会的血縁となるのは、本来的な血縁集団が自己を維持・存続させるために有効であると考える限りにおいてである、この事例は語っていると思う。その有効性の範囲は恣意的、非規則的でありうるけれども、外的状況（特に経済的条件）によって強く規制される限りで規則的でもある。

宗竺遺書が奉公人の〈家〉共同体への参加の機会を除去したとき、それに代るものとして設定したのが〈暖簾内〉の制度であった。「家督中」の名で呼ばれた三井の暖簾制度については別の機会に触れたことがあるので、ここでは省略^注に従うが、要は一三、四才で「子供」として雇傭してから凡そ二〇年前後を勤続した奉公人を「首尾克暇」（円満退職の意）せしめることを原則として、それら円満退職者に対して越後屋の屋号と暖簾を「元手銀」（望性銀とも書く）と共に分与する制度であった。

注 拙稿「三井家の経営―使用人制度とその運営―」（社会経済史学三一巻六号）参照。

屋号や暖簾印もまた生計の基礎たりうる経済的価値をもつ家産の一部分であることとみることができ、その意味でそれらの分与は〈家〉共同体の共有財産の分割所有を認めることであったと解することも可能ではある。屋号が営業上の家名であり、暖簾印はそのビジュアルなシンボルである限り、それらを共にすることは〈家〉を同じくすることに他ならぬいからである。

しかし〈暖簾内〉をもって商家における家制度だといって済ませるだけでは、単純な形態論に陥って、それがもつ歴史的意味をくみとることを不可能にする懼れがある。上記のような三井の暖簾制度の成立経過は、暖簾制度そのもののみならず、共同体一般の性格をさぐる手掛りたりうると思われ、個別事例の検討はそうしたものである限りにおいて意

義をもつのであろう。

都市の内部で再生産されたにせよ、農村から供給されたにせよ、幼年の商家奉公人は、生家に分与すべき家産が欠けているという条件のなかで自立した家を興こそうとする共通意志の存在が生み出したものであった。その場合、特定の量の貨幣財産の所有さえあれば、生活の生産手段(農民の土地所持にせよ町人の営業所有にせよ)が獲得できる状況であるならば、奉公人の労働力販売に対する代償は貨幣による支払で足りる筈である。既存の諸制度が生産力の増大を自由に許容する余地をもつ限り、そのような形態が成立しうるといえる。一七世紀の末に町家奉公人の「引負」「取逃」を死罪の蔽科に処する旨の幕府法令が出ているのは、この世紀の後半に貨幣の所有が直ちに生活の自立に結びつく可能性の一般的に存在したことの反映とみられるように思う。既存の諸制度は新たな生産力段階に自らを対応させていくと同時に、その許容範囲外への生産力の伸張を阻止しようとする。一八世紀の二〇年代を中心に展開された享保改革は、そのようなものであったとみられる。村方三役制の実施・新田開発の制限・農民の市場機会の制限等々の農政にせよ、新商品の製造禁止・貨幣改鑄・問屋商法の登録制等々の商工政策にせよ、さらに封建官僚制の整備を初めとする行政制度の改革にせよ、一貫してあったものは、生産力への制度的対応と、生産力増大の許容範囲への限定という目標であったと思われる。

このような外的状況の変化は、農民にも町民にも、その生活の社会的生産に一層の閉鎖性を強化せしめずにおかない。さし当り商人の場合についてみれば、生産力の増大に伴う社会的分業の展開・市場の拡張が、貨幣所有者の営業機会の増加に直接結びついていた状態から、出買・出売の法的制限や商法の登録制、特に専門別仲間の加入制限などが強められるにつれて、既存の組織から外れた新規営業の機会は縮小されざるをえなかった。その間の事情は、一八世紀前半に成文化された多数の仲間定律の、新規加入に関する規定をみれば明らかである。その多くはまだ仲間の員数を固定して

いないけれども、単なる加入金出資による自由参加を認めていたのではない。構成員の血縁者や構成員の永年勤続・円満退職者に加入資格を限定するのが最も一般的な規定であった。

もちろん、そうした商法の定章登録や仲間への加入制限が商人一般に実施されたわけではなかった。それは問屋・仲買のような比較的規模の大きな営業に限られ、小売商人は特定業種を除いてその域外におかれていた。都市人口の増加が、計画的に建設された初期の都市部の周辺に、或は寺社門前、或は街道沿いなど、不定形な〈場末町〉を拡張していたから、そこでの小売商業の開業は比較的自由に委ねられていたとみられる。一面、それだけに営業上の不安定を避けられなかったであろうけれども。

このような外的状況の変化のなかで、大規模な都市商業は、将来の独立に希望を抱いた多数の奉公人を擁して、ますます肥大していく。ここでは役割分担の組織化が、奉公人の身分と結びついた職階の細分を齎すのみでなく、それは将来の独立という奉公人の期待への保障体系であることを必要とした。剰余労働を個別の商業資本が継続的に手中に収めるための不可欠の装置として、外的状況に対応した、より有効な奉公人に対する保障制度である暖簾制成立の条件がそこにあったといえるのである。

養子を含む男子たちへの分与を念頭において店舗の増設を行ったとみられる「元祖」高利の時代（その晩年に既述のような割付へ構想を変えていた）から、著功ある奉公人への分与のための店舗増設と〈家〉共同体への少数の奉公人の参加を行った宝永初年の高富時代を経て、享保初年の店舗の縮小整理と〈家〉共同体からの奉公人の排除、そして多数の奉公人に対する暖簾と望性銀の分与へという三井における事実経過は、生産力の停滞化と流通機構の固定化という外的状況の裡で既存の〈家〉共同体を持続していくために、その構成範囲を縮小限定すると共に、家業経営に必要な多数の他人労働を確保する制度を、共同体の外延に設定していった過程であったと認められる。暖簾に関する規定が〈家〉の定律

である宗竺遺書に全く含まれていない事実を見逃してはならないのである。

宗竺遺書に先立つ享保四年(一七一九)五月に、遺書の規定とほぼ同一の持分率による「一家賄渡シ高」が定められたことをさきに記したが、このとき同時に「元・名代元手銀役料」に関する個人別の申渡書が並記されている。それによると、高富草案で「後見之家」に予定されていた八人のうちの七人を含む二三人に対する元手銀・役料の給付法が個別に列記されている。後見之家に予定されていた者の例として善次郎(小林姓)の場合を示すと次の通りである。

小林善次郎

六条并其方上下見世延金之外ニ

一為元手 四宝銀百六拾貫五百目

一室町薬師町家屋敷 巷ヶ所

代銀拾四貫五百目

一六条珠数屋町家屋敷 巷ヶ所

代銀貳拾五貫目

合四宝銀貳百貫目也

并右両所商売共ニ

但相勤候内ハ大元方へ預り置申建也、右利足為役料半季ニ四宝銀拾貫目ツ、大元方ハ相渡し可申候

役儀免シ無之内暇を願候ハ、右元手銀半減ニテ相渡し申家法也

附是迄支配之店ハ役料請取来候得共向後ハ大元方ハ相渡し申定也

一自分商売ニ付銀子入用之分ハ定之利足を以元手銀半減之高ハかし遣し可申事

一十分一割銀ハ我々差図之上歩割申渡事ニ候、尤其店勘定後三年過四年目之春利足なしニ請取申定也

一是迄六条店元手五拾貫目入置候、此銀高五年賦ニテ本店へ相済シ可申事

右之通此度申渡候間其旨ニ相心得可被申候以上

善次郎は京都にある上下店(室町藁師町)と六条珠数屋町の絹小売店の店舗とその營業のほかに一六〇貫目の四宝銀の元手銀の給付をうける。但しこの元手銀は在動中無利足で大元方が預る。そして使用者側が退職を命ずる以前に任意退職した場合には元手銀は半減される。分与された二店の營業資金を要するときは元手金の半額を限度として利付で借受けすることを許される。在職中の給与は元々の役料を大元方から給付するほか、担当店舗の純益金からの賞与を三年に一回(四年目渡)与えられる。なお、過去に六条店に対して京本店が投資してきた銀五〇貫目は店舗と營業を授与された善次郎の負債として五年賦で返済することを義務づけている。

後見之家を予定されていた他の「著功之者」に対する元手金分与の条件も、ほぼこの善次郎の場合と同様であった。「改申渡ス扣」はそれに続けて六名の「本店名代」と三名の「両替店名代」および二名の「綿店名代」に対する元手銀分与の申渡を列記し、さらに二名の「大坂両替店支配人組頭」に対するものを附記している。このうちの本店名代喜兵衛(田中姓)に対する分を例示してみよう。

田中喜兵衛

一為元手 四宝銀式千枚

右之通申渡候、尤役儀免シ無之内暇願候ハ、右元手銀半減ニ而相渡し申家法也

但相勤申内ハ右元手銀利足なしニ本店へ預り申建也

尤商売入用又ハ家相求度候ハ、此内半銀ハ定之利足を以相渡し可申事

壹ヶ年

一役料 四宝銀九貫目

但右役料京都本店へ請取可申候

一十分一割銀之儀は我々差図之上申渡事ニ候、尤其店勘定後三年過四年目之春利足なしニ請取申家法也
右之通此度申渡候、其旨ニ相心得可被申候以上

名代役一三人のうちには京都河原町蛸薬師の質屋を分与された岡本伝右衛門と下立売通日暮の両替屋を分与された久保儀兵衛が含まれているが、兩人を除いた一一名はすべて元手銀の分与のみであり、それも右に例示した喜兵衛と同じく在職中無利足預り、任意退職の際は半減渡し、自分用居宅購入・営業資金入用の場合は半額を限度とする利付融通を認めるといふ条件である。

なお、追加されている二人の大坂両替店支配人組頭の場合は、元々・名代の例と異って現に退職した時の元手銀分与のものであって、元手銀額を示し、店に預金する時は年五歩の利付とすることと定めている。

ここに紹介した享保四年の「改申渡ス扣」は、やがて宗竺遺書として成文化される同苗九軒の持分率とそれに基く賄料(家計費)の分配額、それに共有財産の持分所持から排除した著功者およびそれに垂ぐ奉公人に対する元手銀(営業店舗を含む)分与額とその条件を示したものであるから、暖簾に関する条項は記載されていない。それは当時暖簾の分与が行われていなかったということではなからう。この記録がもつ意味は、繰返し述べてきたように、外的状況の変化に対応して営業店舗を縮小し、家々共同体の構成規模を縮小固定することによって自己を維持するための定律化を行なうとき、将来の自立を志向する多数の奉公人に「家」共同体への参加を排除しつつ彼らの志向達成のための保障を、元手銀分与(および暖簾の分与)の形で制度化していった点にある。その際の分与条件は、右の例示が語っている通り、「家」共同体の基礎である家業経営上の都合によって決定されているのであって、いかに著功之者であっても自己の都合で退職する場合には一旦分与された元手銀を半減されるのであり「役儀令用捨候迄ハ差図之通、いつ迄も相勤可被申候」との箇条にしても停年制の適用外とする特典である反面、無期限の拘束でもあったわけである。

奉公人への分与を「家」共同体への加入を排して元手銀分与に一元化したことによって、適用範囲は飛躍的に拡張された。暖簾分与の制が定律化されたのは宗竺遺書の公式制定とはほぼ時を同じくすると推測されるが、それ以後は、住

込奉公の期間を終えた時期に元手銀と暖簾を与えて退職させる者が八五%にまで達していたことは先稿に示した通りである(前掲拙稿参照)。「商家同族団」と称される暖簾内は、少くとも三井の事例にみる限り、そのような発生の経過をもつものであることを見落してはならないのである。

さて、宗寿古遺言―高富草案―宗竺遺書の経過のうちで注目される点の一つとして「親分」の地位・役割がある。たしかに宗寿古遺言に添付された八郎兵衛(宗竺)宛の弟連名の一札のなかに「貴方様をいつまでも宗寿公御代りと存、父ニうやまひ可申候」との一句があり、兄弟中に割付分の分割を要求する者が出たときは「貴方様御心次第ニ可被仰付候、其節一言御断申間鋪候」との一節もあるけれども、親分なる地位が定められているわけではないし、兄弟間の当分の約束の範囲を出るものではなかった。「親分」なる地位が定められ、その就任資格・選任の方法や権限が定律化されたのが高富草案であり、惣領家に属する祭祀権を除く他の家父長的権威がそこに集中されると同時に、業務上の手腕より、「我意ニ任せず」家法を守ることが最大の役割であり、それに違反するときは隠居せしめられると定められていたことは既述した通りである。

宗竺遺書になると、親分に関する規定は高富草案のそれと相当の程度まで内容を異にしてくる。項目の見出しそのものが「親分之事并仕置之次第」となっていて、

親分は一家惣親分と相心得、其以下のもの共、実の親のことく能仕へ、其志にたかはず、申付る品、急度相守可申事

と書き始められており、惣領家当主の優先的就任が強化され、また「我意」強き親分に対する隠居処分条項は抹殺されて

同苗之内、親分之差図を不請、家業等疎略に致し、不屈のものは、同苗相談之上、隠居致させ候歟、又は勢州へ押籠仕置可申付候、夫とも別心在之ものは、評義之上、手前之列を除可申事

と、同苗一般に対する親分の権限を強化して「相談之上」という条件を付してはあるが、隠居・押籠・除名の三段階の処分権が付与されるに至っている。

親分の権限は各家の当主に対して存するのみでなく、同苗中の未亡人・相続人等に及ぶことは言うまでもない。

なお宗竺遺書の「親分」が高富草案と異なる点として見落せないのは「頭領役」との関係である。頭領役の任命権は、草案でも親分に属すると定められているけれども、その選任は「一家并後見之者立合」「時之利ニ叶たる者」を選ぶことと規定されており「家業不残直下知相勤」るもの、即ち営業全般の指揮者であって、親分の役割と切離されたものとして位置されていた。ところが宗竺遺書での「大元方頭領役」は「大元方諸事店々之儀引請世話可致候、尤月並内寄会致し、元々并見習之名代立会、商の評義可致候」とある通り営業上の中心をなすことに变りないようであるけれども、「親分へ差続き候て、同苗之内年かさ器量有ものを三人宛頭領役として」とあって、親分の下位に位置し、年功を主として就任せしめるように変ってきているのである。

むすび

諸個人が社会をつくり、社会が諸個人をつくる。その相互作用の連鎖によって歴史が形成されるとすれば、それを媒介するものは諸個人の社会的行為のほかにない。行為に関する理論的アプローチが、さまざまに論じられてきたことは、その意味で当然であるといつてよい。それら多様な行為理論のなかで、動機に基づくM・ヴェーバーの四類型論、特にその両極に価値合理的と目的合理的とを置く構想に、特に関心をもつことを、はしがきのなかで触れておいた。

ここは、この問題に深く立入る場合でないけれども、価値は、それが真であれ善であれ、美や愛であれ、かりに富であるとしても、それは本来的に自己完結性をもつものである。それは人間に内在する創造的可能性に由来するものであ

って、歴史の人間の基礎、歴史における人間主体の根拠にほかならない。自己完結的なものである価値志向が、本質的に欠如を内在させている人間によって担われているところに、価値合理的動機に基づく行為が社会的行為となる理由があるのである。人間に内在的な欠如は、もとよりさまざまにあるが、性や生命(死)のもつ非完結性はその嚴たるものである。こうした非完結的な、欠如を内在する人間の価値合理的行為がしばしば超越的存在としての宗教的価値の形成根拠となることは明らかであるけれども、一義的にそこへ方向づけられるわけではない。それは同時に、自己完結的であろうとすればするほど、他の個人乃至諸個人を「求める」根拠となるのであり、それ故にこそ、価値合理的動機が社会事象としての歴史形成の人間の契機をなすのであると思う。そこでの社会的結合は、エモーショナルであれ、パッシブネートであれ、共感に基礎をおく、その限りで共同社会的関係である。

そのような価値合理的動機の対極に、目的合理的動機が位置する。それ自身は創造的であるのではなく、創造されたものを獲得し、保存し、増殖しようとする志向である。それは消極的には「守る」積極的には「奪う」という社会的行為の根拠にほかならない。従って、この動機に基づく社会関係は、当然利益社会的関係である。

いうまでもなく、価値合理的といふ目的合理的といつても、それらは同一個人の内部に並存する動機の抽象化された理念型であつて、経験的行為は、それらの中間に位置する諸理念型と共に、相互に混在した形でのみ実在する。しかしそれらの諸動機が現実結合しうる根拠がなければ、経験的な生活の社会的再生産の分析枠組としての理念型設定の有効性はないのである。さまざまな内容やレベルにおいてあるにせよ、価値の追究が創造可能性に基づくものであり、自己完結性を本質とする価値志向が本来的な欠如を含む人間に担われるが故に、他の個人乃至諸個人を「求める」。その対極にある創造されたものを獲得し、維持し、増殖しようとする動機からは、その目標が何であれ、他の個人乃至諸個人から「守り」「奪う」行為が生みだされる。人間個人に内在する対極的な動機がそれぞれに具有している触手こそが、社会

的行為の人間の基礎であると同時に、それら諸個人の社会的行為の集合としての社会事象の根源であるのではなからうか。両極の動機は、いうまでもなく目標を異にし次元を異にする。従って両者の触手が接触するとき、そこには常に矛盾が在り、闘争の關係が成立する。価値合理的動機はその自己完結性の故に、目的合理的動機はその自己維持性の故に、社会關係における分離の契機をなす。その反面、自己完結性に本来的に内在する非完結から生まれる「求める」側面と、目的合理的動機に含まれる「奪う」側面とが、社会關係における結合の契機となるのである。従って、分離も結合も、矛盾に基く闘争の關係であることに変りはない。

もちろん、經驗的過程では純粹な分離も結合も存在するわけではないし、ヴェーバーが両者の中間的類型として設定した情緒的、慣習的(伝統的)動機に基く行為とそれによる社会關係が純粹に存在するわけでもない。經驗的な社会關係は、それら諸動機の混成、特にしばしば相互転換を含んだ混成によって成立するのであるが、目的合理的動機はその持続への志向性の故に、矛盾を含んだ結合(それは同時に分離の阻止である)を持続するための支配の体系化と装置とを形成する契機を強くもつ。定律の制度は、そこから僅かな一歩であり、役割や地位の配分と、構成員への社会化が既にその中に内包されている。生活の社会的再生産は、そのようにして体系化され構造化され、そして社会化された社会關係のなかで営まれるのである。相対的に安定した日常の繰返しが、そこにあるといえる。

そして、このような相対的に安定した体系や構造、そのなかで営まれる生活の日常的繰返しのうちに内包されている既述の本来的な矛盾とそれに基づく闘争こそが、歴史のダイナミクスの契機なのであり、その人間の根柢は創造可能性としての、本来非完結的ではあるが自己完結的な価値志向とそれがもつ共感者を「求める」動機であると考える。

本稿の内容に戻ろう。ここで取上げた素材は、近世日本都市の〈家〉なる共同体的結合の歴史的形態である。「元祖」高利の遺書にもらわれているものは、七万両の物的財貨所有の維持と、最も原生的な価値である妻子への愛情とを、

死への直面という不可避の人間の欠如に際会したときの処理であった。そこには諸子の分割相続への志向が前提されながら、家とその物的基礎である家業の持続のための合理的処理として、配分率の指定という方法がとられ、その意志をうけた諸子は一代限りの遺産不分割を父の前で誓約したのであった。その際でも兄弟の一部から分割の要求が出る事が予測されており、その場合の処置が配慮されていた。そこには低次元での価値合理性と目的合理性の矛盾が、父の遺志なる情緒と長兄による無定律な支配とによって一時的に綜合されている、共同体形成の端緒的形態が示されている。

そのような端緒的形態を、持続性をもつ定形に組織化しようとしたのが高富草案であった。この場合、目標として掲げられているものは「子孫一致」による家の「永相続」という「先祖の志」である。そして草案の第一冊は元祖高利夫妻の伝記と行跡の記述、および作者高富を含む諸子の業績と評価に充てられている。そこに描かれている元祖は「不断美服をかさらす、内外遊興ヲ慎、諸道具以下金高成物ヲ不好」、「正路ニシテ家業之外聊之他念なく」「家業ことごとくニ妙得た」る商人の鑑であって「只今ニあらず、子孫ニ至少ニ而も背候時ハ先祖とかめ、天罰之利」とあるように神格化の萌芽が認められはするものの、それは家の守護神へ向う経過であると一義的に理解されるものではなかった。そこに認められるものは、拡大され変容された先祖の遺志の、いわば物神化の方向であり、そのような方向が、やがて組織の物神化へと推し進められていく側面を重視すべきであると思う。

高富草案の眼目は、配分された先祖の遺産の一代限りでの不分割という兄弟間の一時的契約を、家産の共有(不分割)に基礎をおく永続的な〈家〉共同体の組織化に存したのであったが、その際の特徴は共同体の範囲にあった。それは三つのグループに分けられていて、それが共同体内での格式、即ち身分上の差別であり、共有財産に対する持分率の差という物質的所有の差に裏づけられていたのである。第一のグループは、元祖の実男子をそれぞれの家の初代とする七軒の本家で、その数が固定された男系の一系家族である。第二のグループは元祖と血縁ある元祖の女子(および孫娘)の婿

を初代とする三軒の取立之家であつて、本家の次三男のうち家業功勞ある者を追加加入させる可能性を認めているから、その数は固定されたものでない。第三のグループは著功ある奉公人を取立てた後見之家であり、当面八軒を予定しているけれども「忠功勝たる」者を追加する可能性が認められている。要するに、第一のグループは〈家〉共同体にとつて不動の核であり、第二・第三のグループはその外辺に付加された構成部分である。そのことは、加入に際して両グループの家々が第一グループ(本家)に対して提出すべき次のような誓約書の案文によつても明らかである。

(取立之家の一札案紙)

一 札

一我々儀、元祖宗壽様并各様御相談之上、兄弟分之烈へ御加へ被遊、大切成割之家徳ヲ被下、子孫迄一家ニ御差加へ、重々忝奉存候、且又子孫ニ至、家式法之通急度可申付候、若家徳配等之義其外各別ニ罷成度旨申族有之候ハ、如何様共家式法之通可被仰付候、御厚恩之我々子孫ニ至迄如何様之義ニても御下知背せ申まじきため一札証文仍如件

年号月日

一家 誰々

本家誰々様

(後見之家の一札案紙)

一 札

一私共儀此度御取立ニ付、御大切成割之家徳ニ御差加被遊、冥加至極奉存候、其上家屋敷ともニ結構ニ被為仰付、重々難有仕合奉存候、一私共御役儀直讓ニハ難仕、第一御家之為ニ御座候ハ、御店之内にて相応之者見立、名跡ニ仕、家屋敷御役儀割家徳共ニ相渡シ、御家之御為宣下知仕様ニ可仕候、若又相応之一子も御座候ハ、御願可申上候、

一私共儀御取立之上ハ、御役儀御免之後も子孫御譜代之儀、いつ迄も御下知違背仕儀無御座候、末々ニ至、妾子ヲ始諸親類ともニ一言違乱申上間敷ため、我々一紙連判仍如件

年号月日

永井 誰々

御本家誰々様

(一札証文之下書)

第二・第三のグループも共有財産に対する世襲的な持分所有者であることに変わりないけれども、第二グループの家は第一グループの「御厚恩」によって「兄弟分の列」に加えられたものであるが故に「如何様之義にても御下知」次第に服する従属的地位にあることを「子孫ニ至迄」誓約しているのであるし、第三のグループは構成員としての加入が「御家之為」であることを前提として認め、それ故に持分所有が世襲的ではあっても、その相続は「御店之内にて相応之者見立、名跡ニ仕」ることが原則とされ、実子相続は業務上の能力が認められる場合に限り本家の許可のもとに行われうるにすぎない。つまり、このグループはその出自によって共同体員の資格をもつのではなく、共同体が持続する必要上、この個別の事例でいえば商業経営における営業・管理能力を持つ者を継統的に確保する必要から、その業績に基いて共同体員の資格を与えられていたのである。従って、第三のグループは同じ共同体員ではあっても、第二グループの家々のように「兄弟分之列」に加えられたものとは認められていない。後見之家にとって、実子相続が例外的であるとすれば、実子の家計は如何に保障されたのであろうか。草案作成に前後する時期に行われた店舗増設の意図は、そこに存したのであった。次に引用する草案所収の案紙は、前節に引用した小林善次郎（後見之者、宗竺遺書での元々）に京都上下店を預けた際に徴した証文案案であると思われる。

一 札

一室町薬師町私居屋敷にて上下商売名代ニ被仰付、御預り申所紛無御座候

一右之御店御取立之趣旨ハ、私共御役儀御免之後、悻家督役儀共ニ相動候上ハ不及其儀、多ハ直讓仕候程之儀不相成と存、其節ニ至悻共家徳、又御店段々御繁昌ニ付、私共支配内々御家来忠功之者多出来候時、不残相続、彼是之思召ニ依テ御取立被遊候御儀御座候

一店々割、或ハ十、又ハ式十・三十と割ヲ定建、半分ヲ忠功之者方へ遣シ、半分ハ御預リニ致、追て悻家督ニ仕度節、御願申、程能
被仰付被下候様ニ仕度御事

右之通私御預り申所紛無御座候、後日妾子ヲ始諸親類違乱申上間敷ため一札証文案差上ケ申所仍如件

年号月日

御本家主中様

室町薬師町上下店 謹

小林善次郎はその忠功によって永井善次郎として後見之家に取立てられ、世襲的に三井の〈家〉共同体の一員となり、藤右衛門・宗助と並ぶ本店「頭役」の「通り名」となることが草案に定められている。彼が給付されている京都室町薬師町の居宅は上下店(後の麻店)であって、その店の「名代」であり営業と共に「預」っているのである。後見之家としての永井善次郎家は、恐らく三井全営業店中から有能者が選ばれて養子相続されることとなるであろう。本店頭役も当然その名跡人によって継承される。小林善次郎がその実子に残しうるのは「預」っている上下店以外にない。しかしそれとても彼が預っているのであって、分与され所有しているわけではないのである。経営を依託されている間、その店の純益の特定部分は従業員中の功労者へ分与金として給付すべきことが定められており、それと同額を大元方に預金しておき、小林家の相続に際して上下店と共にこの預金の下付を願出ることになるのである。幸いにして彼の実子が永井善次郎家を相続する場合には、居宅でもある上下店は時宜による本家の指示に従って、その帰属が決せられる筈であるが、恐らく他の忠功之者に預け替えられることになるであろう。証文の示すところは、およそ右の如くである。

高富草案は、右にみたような三グループを含む〈家〉共同体の組織を、妻子間の挨拶の仕方まで及ぶ家々の格式、相続の仕方、次男以下および女子の処置、忌服の受け方等々、微細にわたって規定しているのであるが、それらは一貫して、共同体内における身分的序列による支配の体系化と、家族員を含めての諸個人の体系内での役割配分、およびそれらを再生産するための教育に関する定律であった。ただし、さきにも指摘した通り、それらの定律化が周到であるに比して、家制における親分、営業における頭領役を頂点とする支配の機構そのものや装置に関する規定は未成熟であって、共同体の核をなす七本家が、元祖の実子乃至実孫であるという文字通りの血縁に基く情緒的親和に、より多くを依

託しているのである。非血縁者である後見之家を構成員に組入れたのも、奉公人に対する褒賞や共同体の物的基礎である家業経営上の必要からのみではなく、核である血縁者に内在する分離志向が顕在化する際の歯止めの役割を期待したためでもあったと思われる。「及末々二候時ハ一家之内ニも縁ニ引レ濃薄キ之差別有之故、自然と依怙有之故、夫より乱一致ニ相続」、「難成兄弟之内、非道申族有之候共、無異議筋目ヲ以宜相続」などと述べられている後見之家取立の理由は決して付随的なものであったのではなかったであろう。

そのような役割の期待を課されていた後見之家を「家」・共同体の構成員から排除し、元祖の実男子六人を初代とする六本家とそれに準ずる血縁の三連家に構成員を限定固定した宗竺遺書は、その総論の部分で

同苗共益心を同ふし、上に立ものハ下をめぐみ、下たる者は上をうやまふへし、我々ハ兄弟にしてむつましく、此末は又左にあらす、然は弥心ひとつにし、建置家法礼義をみたさす、能慎守る時は益栄へるの利、人各其心有、かれが心をくみ、我を計て事をなさは能調る、己を立、人を計らさるハ外調とも内和せず、ふくせさる時ハ乱也、此旨能々心得へし

と述べている通り、世代の交代によって作爲的兄弟関係となると「各其心有」る者の分離志向は、家法によってのみ制御しようとの原則に立つこととなった。右の条項に続けて家業の精勵を説いた部分でも

大工の家を作るにも、頭領ありとも夫々の大工なくんはならず、頭領能時は能出来す、皆是諸共にして、頭領能下をつかへば也
といている。各論の冒頭に「親分之事并仕置之次第」を位置させた構成も、宗竺遺書が全体として支配の定律であることの端的な表現に他ならない。

享保改革初期という外的状況への対応である歴史的条件のもとでの定律化であるから、保守的な維持への目的合理性の色彩が濃い。

祖父より大名貸し、小判の持はた、惣て鉦丹商禁る所也、又新法商之儀、人勸候とも用へからす

の条項は人のよく知る所であるが、大名貸は元祖宗寿がその前半生の蓄財の主たる業務であった。そのことを充分に承

知しながら、宗竺が敢えて祖法による禁制としたところに、元祖を物神化することによって、この家法そのものを「宗
寿居士御遺書を以、家法を相改建置候間、其趣子孫永々相守、相違有間鋪事」と權威づけ、物神化せしめていこうとす
る意図が読みとれる。

「縦惣領たりとも、不行跡にて一家之^(世)かいかにも可成ほととの者、一子とても勘当致し可申候……其外惣領にかきらず、其身愚鈍に生得一
分之渡世も難成もの、出家を為致可申候」

「縁者とも子共、為見習店々へ差置度旨相たのミ候とも無用候……家法・商之仕形、他家へ相しらせ候儀、後日に手前商売の^(世)かいか
成申事在之申候」

「元^(世)は家の守り第一之役人ニ候……併人々年老候てハ、却而物ことく^(世)んじやうに成り申物ニ候へハ、元^(世)役人も且は五十六才を限
り可申候」

等々、家を持統するための目的合理的な条項は至る所に盛り込まれている。

このような支配の体系的定律としての一貫性にも拘わらず、宗竺遺書に次の条項を掲げざるを得なかつた点が重要で
ある。

一若末々に至、同苗万々一別々に成候儀有之時

一本店 巻ヶ所

但江戸京大坂井上の店紅店

一綿店 巻ヶ所

但江戸京大坂伊勢

一京両替店 巻ヶ所

一 大坂両替店 巻ヶ所

一 江戸両替店 巻ヶ所

一本町巻丁目呉服店 巻ヶ所

一糸店 壹ヶ所

一小名木川店 壹ヶ所

・ 合八ヶ所

右店々の内、第一番惣領家八郎右衛門存念次第いづれの店にても取退キ可申候、夫より家の順々を以望次第取退キ可申候、如斯にてハ連家之もの取退キ候店不足に相見へ候間、連家之ものは自分割方之銀子請取候積りに相心得、尤其者の心まかせ、店々へ預ヶ渡世致候とも、勝手次第可為事

但其節江戸有家之儀は銘々入札にて配分可致事

強力な制裁規定を含む支配の定律と装置をもつてしても、分離への志向が常に潜在し、条件をえて顕現する可能性を否定することは、宗竺自身とてできなかったのである。そして、分割の際に行う家格順の分け取りの評価額を推定することは困難であるが、惣領家を取る筈の本店五店はおよそ銀五〇〇〇貫目、以下五軒の本家が取るであろう綿店から本町一丁目店までが凡そ銀一五〇〇貫目から五〇〇貫目までの間で通減的に位置し、連家取分となる筈の糸店が銀百五〇貫目、小名木川店が四四、五貫目程度と見積られている(三井・山口「前掲稿」二五六頁参照)。〈家〉共同体内部の不平等性がそこに端的に表現されていると同時に、共同体がそれ自身支配の体系的組織体であることの物質的基礎を示すものといふことができる。

さて、高富草案から後見之家を削除した宗竺が、享保四年に該当者たる元メ役にそれまで増設した営業店舗を元手銀と共に分与し、在職中の役料を大元方から支給することに改めたことは既述の通りである。そして、それに続いて、いわゆる暖簾制度を整備することによって、より広い適用範囲をもつ奉公人への保障を〈家〉共同体の外辺に制度化したのであった。宗竺遺書とはば時を同じくして定められた暖簾授与の規定と、分与された者の提出する証文の案紙は次の如きものであった。

家名暖簾免シ申次第

一元^ノ・名代・支配人・本店組頭

右は家名 越後屋

家印 丸之内井桁三文字

一外店組頭・役頭・上座

右は家名 越後屋

家印 丸なし井桁三文字

一平手代

右は家名 越後屋

家印 丸之内越の字

但、右平手代、二三年相勤自分勝手を以宿入致候ハ、右家印家名指免し申間敷候、大方拾ヶ年余も相勤、尤之筋に而暇申付候分は右格式之通、願之上可申付事

一家々台所ニ而相勤候手代共、店平手代可准候、併其働により主人存入も候ハ、其節相談之上、役人並にも可申付事

一又手代

右は家名 越後屋計其主人より免し可申候、其内支配をも致候ものハ本家平手代に可准、大元方^ヲ切手遣可申候

一右格式之内、他家へ参候而罷婦、其上ニ而願申もの、又は親相勤致中絶悻之代ニ至相願申候ハ、右親之格式一位落之積を以指免し可申候

但其親格別の奉公も有之候歟、又は其趣ニ^ハ格外了簡も可有事

一家督之者は親之通ニ家名其儘不及願、名乗せ可申候、次男よりハ願の上ニ而聞届、家名等名乗せ可申候

但、元^ノ・名代之悻は次男ともに親之通可申付候、其已下の手代は次男ハ親^ヲ一位宛落し可申付候、夫共親の働により其節了簡可有之候

一家名暖簾指免し候義、大元方へ相届可申候、元方帳面ニ記之、切手指遣可申事

覚

一其方儀向後

家名 越後屋ト名乗可申候

暖簾 丸之内并桁三文字付可申候

右之通、此度指免し申処如件

年号月日 三井大元方

謹殿

一札之事

一此度御家名并御家印之暖簾御免し被下、則御書付頂戴、子孫迄伝可申と忝仕合奉存候、尤次男以下ハ其節御願申上、御家法之通御免し之上、名乗せ可申候、勿論御家へ対し障罷成候商売筋、又は江戸大坂ニ而絹布商売一切仕間敷候、若他国へ絹布商売之店出し候ハ、御断申上、御免之上出し可申候、并御公儀様御制禁ニ背候商売之仕方は不及申、惣而はで成商ニ取結、請合事等堅仕間敷事、右条々之趣、少ニ而も相背候ハ、何時成共右御家名暖簾御取上ケ可被遊候、其節一言之御断申上ケ間敷候、為後日仍如件

年号月日

謹印

其店

元メ
名代

(「永代帳」)

屋号・暖簾を分与する範圍の著しい拡張と共に、分与後の独立營業に関する厳しい制限が特徴的である。この制度に則して、かねて後見之家として共同体構成員たることを予定されていた元メ役から平手代に至るまでを、在勤中の業績評価による差別を含めながらも、同一の定律によって共同体の外辺で、特に共同体の持続に支障をきたさない限りで、退職後の自立を一定程度保障する形がとられることになったのである。

元メ役の五五才停年、奉公人の大部分を宿持手代となる直前の時期に退職させる等の経営上の「合理化」は、この暖簾制の確立の上で展開されたのであった。

このような特定の合理性に貫かれた雇傭制度が、固定的な範囲と構造をもつ(家)共同体と共に、永く正当性を持ち得た根拠は、さきに述べた通り、生産力の相対的停滞を基礎条件として、その上に構築された文化諸領域の固定的秩序によって齎されていた諸個人の自立志向の実現可能性の狭隘さと、それにも拘わらず不断に存続する自立志向(家の創立はその歴史的形態である)とにあったと思われる。

そして、このような正当性に基いて家制度が持続されていく過程で、例えば当初は字義通りの兄弟であった構成員の関係が、世代の交代、特に養子相続の頻出によって生物学上の血縁が薄れていくにつれ、逆に共同体内の社会関係としての兄弟となり、彼らの子供たちとはすべて伯父甥となる。そこに形成されていくものは、定律の物神化であり、その日常化であるに他ならない。奉公人についても同様である。日常化されることよってのみ、構造的体系は持続するのである。

経験的にさまざまな形態をもって存在する共同体的結合は、人間に内在する異った次元である価値合理性と目的合理性とが矛盾を孕みつつ接合することを契機として、生産力に基礎づけられた歴史的諸条件のなかで形成される、所有の特定形態を中心とする支配の構造的社會關係であるということが出来る。それ故に、構造的社會關係の変化が歴史の主題であると考えられる限り、そして外的刺戟を論理上偶然的なものとする限り、歴史の起動力は、体系化された人間の営為の日常性の内部にのみ求められるべきものと思う。それが、本来完結し得られない自己完結性として人間に内在する創造的な価値合理性であると考ええる。血縁の愛情は、原生的であると共に、永遠性をもつ価値であると共に、諸価値の一つであるにすぎないであろう。

(昭和四五年三月稿)